

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE
CHICAGO, ILLINOIS 60637

平成24年第3回箕面市議会定例会議案
(追加第1号)

報告第28号	平成23年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第29号	財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件	3
第57号議案	ミニボートピアりんくうにおけるモーターボート競走施行に伴う場外 発売事務の委託に関する協議の件	5
第58号議案	箕面市特別職の職員の給与に関する条例改正の件	9
第59号議案	箕面市防災会議条例改正の件	11
第60号議案	箕面市災害対策本部条例改正の件	13
第61号議案	箕面市財政調整基金条例改正の件	15
第62号議案	箕面市立多文化交流センター条例制定の件	17
第63号議案	箕面市立図書館条例改正の件	25
第64号議案	箕面市子どもの医療費の助成に関する条例改正の件	27
第65号議案	箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の 規制に関する条例制定の件	29

第 6 6 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件	33
第 6 7 号議案	箕面市火災予防条例改正の件	35
第 6 8 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立多文化交流センター）	39
第 6 9 号議案	平成 2 4 年度箕面市一般会計補正予算（第 4 号）	41
第 7 0 号議案	平成 2 4 年度箕面市一般会計補正予算（第 5 号）	57
第 7 1 号議案	平成 2 4 年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算（第 1 号）	91
第 7 2 号議案	平成 2 4 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）	113
第 7 3 号議案	平成 2 4 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）	133
第 7 4 号議案	平成 2 4 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）	147
第 7 5 号議案	箕面市副市長の選任について同意を求める件	161
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	163
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	165

報告第 28 号

平成 23 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定に
より、次のとおり報告する。

平成 24 年 9 月 10 日提出

箕面市教育委員会委員長 小 川 修 一

別冊のとおり

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

報告第 29 号

財団法人箕面市文化振興事業団経営状況報告の件

平成 23 年度財団法人箕面市文化振興事業団決算並びに平成 24 年度財団法人箕面市文化振興事業団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 24 年 9 月 10 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

別冊のとおり

1950年

1951年

1952年

1953年

1954年

1955年

1956年

第 5 7 号 議 案

ミニボートピアりんくうにおけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に
関する協議の件

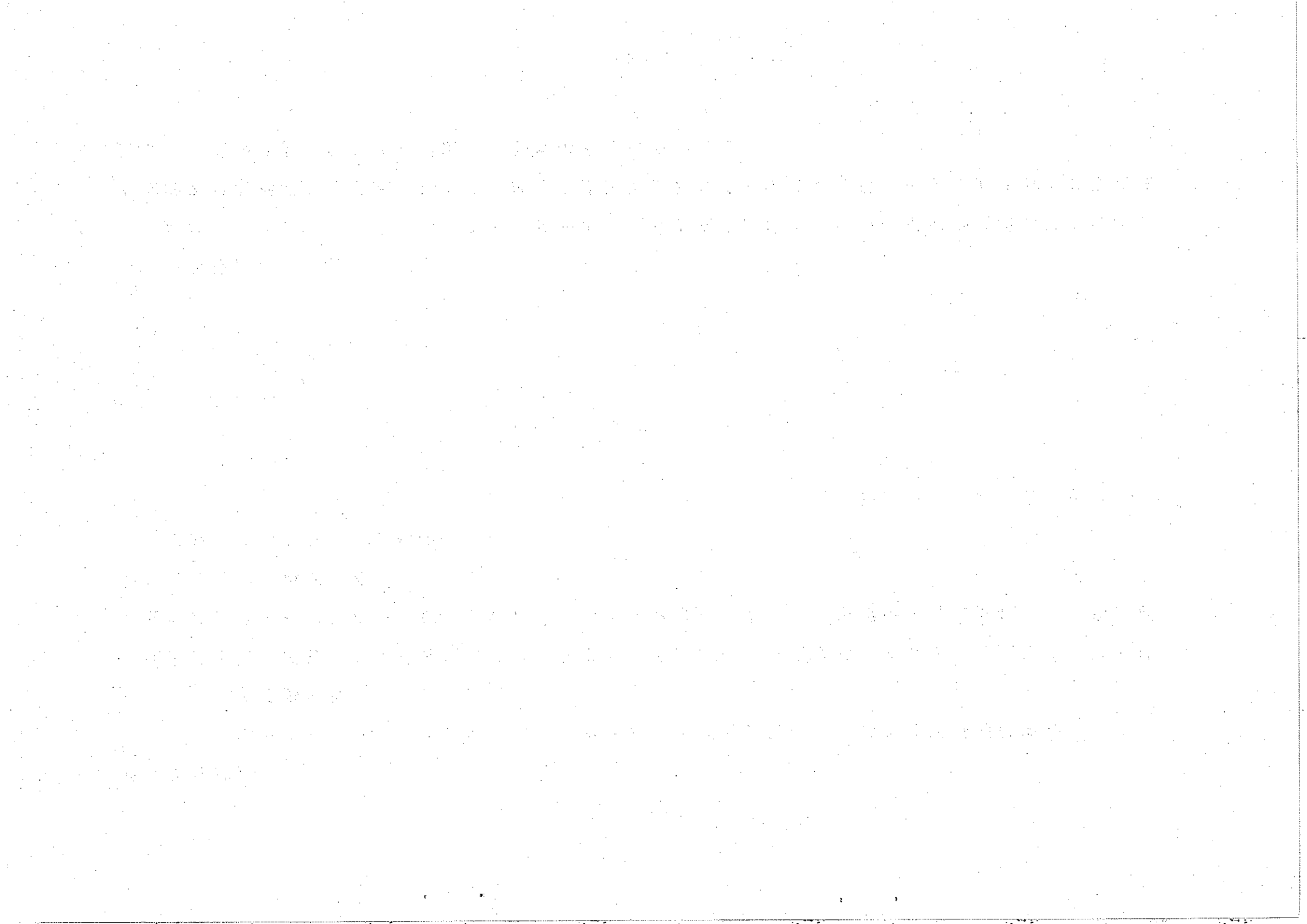
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項
の規定によりモーターボート競走施行に伴う場外発売事務を大阪府都市競艇組合に委託するため、別
紙規約のとおり協議する。

平成 2 4 年 9 月 1 0 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

ミニボートピアりんくうにおけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務を委託するに当たり、
大阪府都市競艇組合と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項の規定により準用する同法
第 2 5 2 条の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。



別紙

箕面市と大阪府都市競艇組合との間のミニボートピアりんくう
におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に
関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 箕面市(以下「甲」という。)は、箕面市営モーターボート競走施行に關するミニボートピアりんくうにおける場外発売事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、大阪府都市競艇組合(以下「乙」という。)に委託する。

2 ミニボートピアりんくうにおける勝舟投票券を発売する日については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし、経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の執行)

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第5条 乙の責めに帰すべき事由によつて甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事由によつて乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(連絡協議会)

第6条 委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲乙協議の上、連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

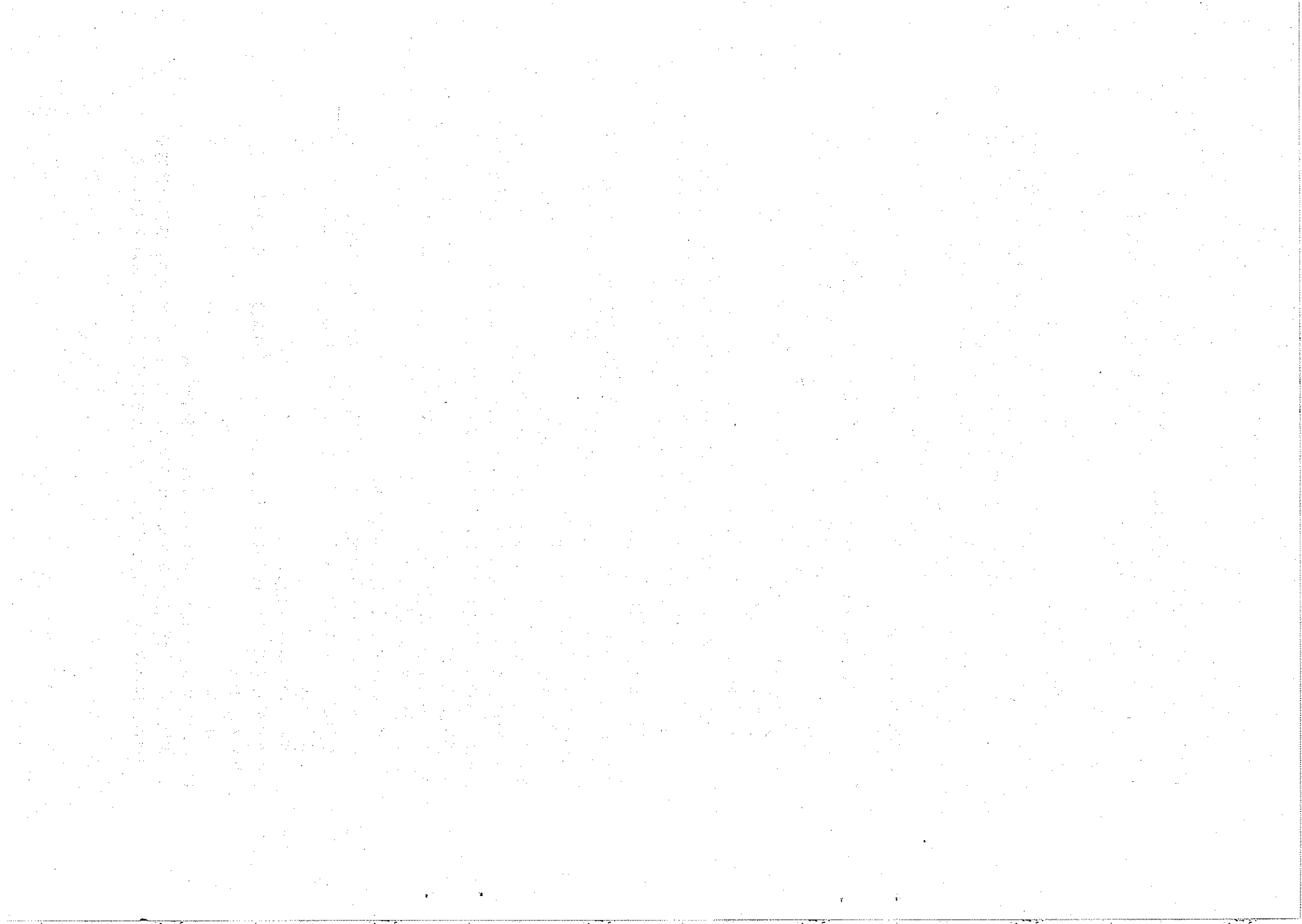
第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、乙は、あらかじめ甲に通知しなければならない。

(定めのない事項の協議)

第8条 前各条に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。



第五十八号議案

箕面市特別職の職員の給与に関する条例改正の件

箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

例

箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十四年八月二十七日」に、「平成二十四年八月二十六日」を「平成二十八年八月二十六日」に、「当該職員の任期の満了の日」を「同日」に改め、同項の表市長の項中「八〇八、四〇〇円」を「七九九、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

（教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

2 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和三十一年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十四年八月二十七日」に、「平成二十四年八月二十六日」を「平成二十八年八月二十六日」に、「当該教育長の任期の満了の日」を「同日」に改める。

(提案理由)

市長、副市長、上下水道企業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料の月額に関する特別措置を実施するため、本条例を改正するものである。

第五十九号議案

箕面市防災会議条例改正の件

箕面市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市防災会議条例の一部を改正する条例

箕面市防災会議条例（昭和三十八年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第三条第五項に次の二号を加える。

十三 地区防災委員会（地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。）の役員又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

十四 前各号に掲げるもののほか、市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員のうちから市長が任命する者

第三条第六項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条第七項中「及び第十二号」を「から第十四号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期に係る特例）

2 この条例の施行の日以後平成二十六年五月十二日までに、この条例による改正後の箕面市防災会議条例の規定により新たに任命された委員の任期は、平成二十六年五月十二日までとする。

(提案理由)

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の改正に伴い、関係規定を整備するとともに、本市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員等を箕面市防災会議の委員に加えるため、本条例を改正するものである。

第六十号議案

箕面市災害対策本部条例改正の件

箕面市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害対策本部条例の一部を改正する条例

箕面市災害対策本部条例（昭和三十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条の二第八項」に改め、「箕面市災害対策本部」の下に「（以下「災害対策本部」という。）」を加える。

第四条中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第二項中「災害対策本部員」を「箕面市災害対策本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第二項中「災害対策副本部長」を「箕面市災害対策副本部長」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第三項中「災害対策本部員」を「箕面市災害対策本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第二条 災害対策本部は、災害対策基本法第二十三条の二第四項各号に掲げる事務のほか、箕面市地域防災計画の定めるところにより、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成二十四年箕面市条例第一号）に定める箕面市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の権限に属す

る事務その他防災のために本部長が必要と認める事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部改正)

2 箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第一項に規定する災害対策本部長」を「第二条に規定する箕面市災害対策本部長」に改める。

(提案理由)

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の改正に伴い、箕面市災害対策本部の所掌事務に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第六十一号議案

箕面市財政調整基金条例改正の件

箕面市財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市財政調整基金条例の一部を改正する条例

箕面市財政調整基金条例（昭和四十二年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十八条」を「第四十七条」に、「そのつど」を「その都度、」に改める。

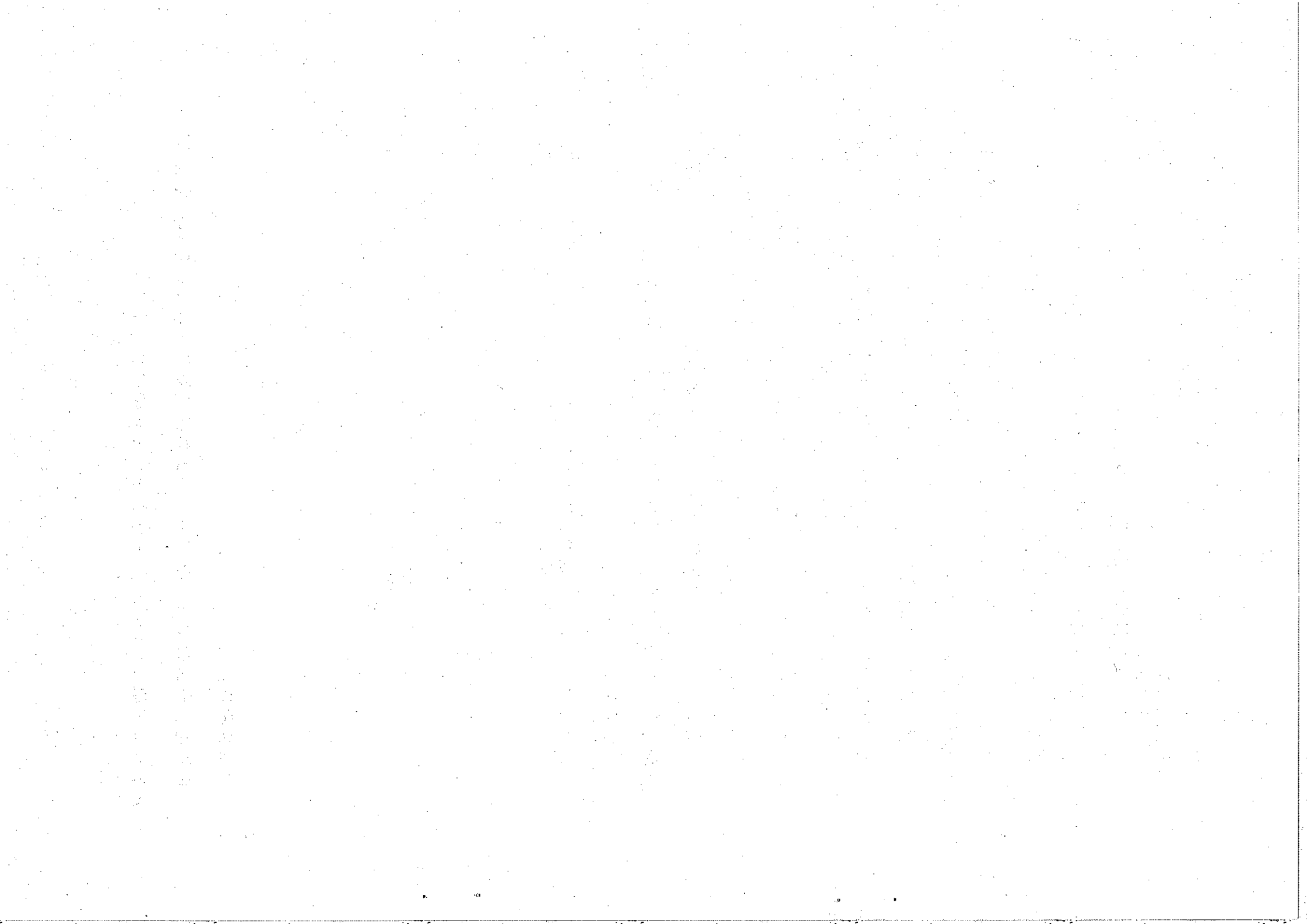
第六条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号及び第三号中「うめる」を「埋める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第六十二号議案

箕面市立多文化交流センター条例制定の件

箕面市立多文化交流センター条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立多文化交流センター条例

(設置)

第一条 国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の発展を目指し、市民の交流及び相互理解を促進するため、箕面市立多文化交流センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立多文化交流センター	箕面市小野原西五丁目二番三六号

(事業)

第二条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 市民が相互に交流する場及び学習機会を提供する事業
- 二 地域の国際化に関する情報の収集及び発信並びに相談に関する事業
- 三 センターの施設の利用に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定によりセンターの管理を市長が指定する法人その

他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 前条の事業の実施に関すること。

二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けようとする法人その他の団体に事業計画書その他市長が定める書類を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効果的に実施できること。

三 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（変更の届出）

第五条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第六条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しく

は一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第七条 センターの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 センターの休館日は、月曜日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可等)

第八条 センターの会議室等（以下単に「会議室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の期間の制限)

第九条 会議室等は、引き続き五日以上利用することができない。ただし、

指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第十条 利用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十三条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めらる者

(利用の許可の取消し等)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の

許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 暴力団の利益になるとき。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと市長が認めるとき。

(利用料金)

第十四条 利用者及びセンターの駐車場を利用する者（以下これを「利用者等」という。）は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十五条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講

じなければならぬ。

2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に
関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第三号又
は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見
を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第十一条第三号又は
第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を
聴くことができる。

(原状回復義務)

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第六条の
規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全
部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、
附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が
特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者等は、センターの施設、附属設備等を破
損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を
賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由がある
と認めた場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 指定管理者及び利用者は、センターに関する使用の権利及び許
可を受けたセンターの利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸して
はならない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年五月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

箕面市立多文化交流センターを設置するとともに、同センターの管理について指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

5300 S. DICKINSON DRIVE

CHICAGO, ILLINOIS 60637

TEL: 773-936-3700

FAX: 773-936-3700

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

WWW: WWW.PHYSICS.UCHICAGO.EDU

第六十三号議案

箕面市立図書館条例改正の件

箕面市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立図書館条例の一部を改正する条例

箕面市立図書館条例（昭和四十一年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表地区図書館の部に次のように加える。

箕面市立小野原図書館

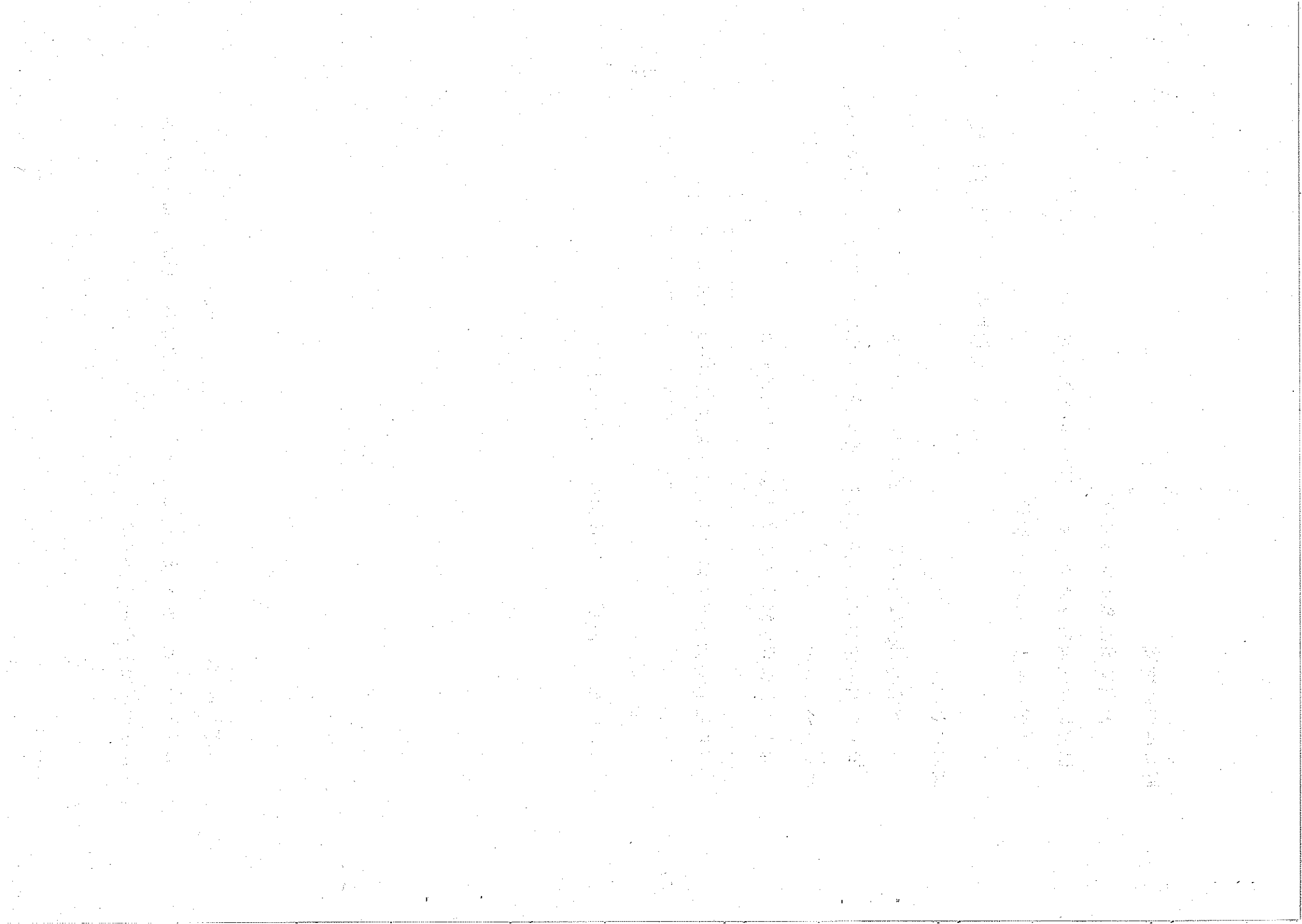
箕面市小野原西五丁目二番三六号

附則

この条例は、平成二十五年五月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立小野原図書館の新設に伴い、その名称及び位置を定めるため、本条例を改正するものである。



第六十四号議案

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「十二歳」を「十五歳」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

第三条第一項中「（児童については、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに食事の提供たる療養に係るものに限る。）」を削る。

第四条ただし書を削る。

第七条の二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、な

お従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に新条例第二条の規定による対象者については、新条例第三条の二、第四条及び第五条の規定にかかわらず、市長は、規則の定めるところにより、当該対象者に対して医療証を交付するものとし、施行日以後に係る医療費の助成を行うものとする。

(提案理由)

子どもの医療費を助成する対象者の年齢を引き上げるため、本条例を改正するものである。

第六十五号議案

箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用

する際の規制に関する条例制定の件

箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の規制に関する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市調整池を青空駐車場等に転用した後に宅地等に再転用する際の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、その開放的な空間が住区の都市環境の一角を形成してきた大規模な調整池が青空駐車場等に転用された後に宅地等へ再転用されることを規制することにより、周辺住民の居住環境に影響することに配慮するとともに、住区の都市環境に調和した土地利用とし、もって秩序あるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整池 宅地開発に伴い整備された雨水の流出を抑制する施設をいう。

二 青空駐車場等 調整池を造成等により転用したものであって、青空駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二条第四号に規定する自動車の駐車のために供する施設であつて、建築基準法（昭和二十

五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項（いずれも

同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。）、資材置場その他これに類するものをいう。

三 宅地等 建築物の建築を目的とした宅地その他これに類するものをいう。

四 建設行為 箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）第二条第七号に規定する建設行為をいう。

五 再転用建設行為 青空駐車場等の全部又は一部を再び宅地等に転用する建設行為をいう。

六 周辺住民 再転用建設行為を行おうとする土地に接する規則で定める範囲の土地及びその土地上の建物の所有者、管理者及び占有者をいう。

（再転用の禁止）

第三条 三千平方メートル以上の調整池から青空駐車場等に転用された土地の所有者（使用者を含む。）は、当該土地の再転用建設行為を行つてはならない。

（工事協定書の締結による再転用）

第四条 前条に規定する土地の所有者は、当該土地の再転用建設行為に係る工事の内容について周辺住民に説明を行い、その理解を得て、あらかじめ周辺住民と規則で定める工事協定書を締結したときは、前条の規定にかかわらず、当該再転用建設行為を行うことができる。

（再転用の手続）

第五条 前条の規定により周辺住民と工事協定書を締結した者は、箕面市まちづくり推進条例第二十条第一項の規定による協議の場合は協議した結果に係る書面の提出までに、同条例第二十条の二第一項の協議の場合

は事前協議書の提出までに、当該工事協定書を市長に提出しなければならない。

(委任)

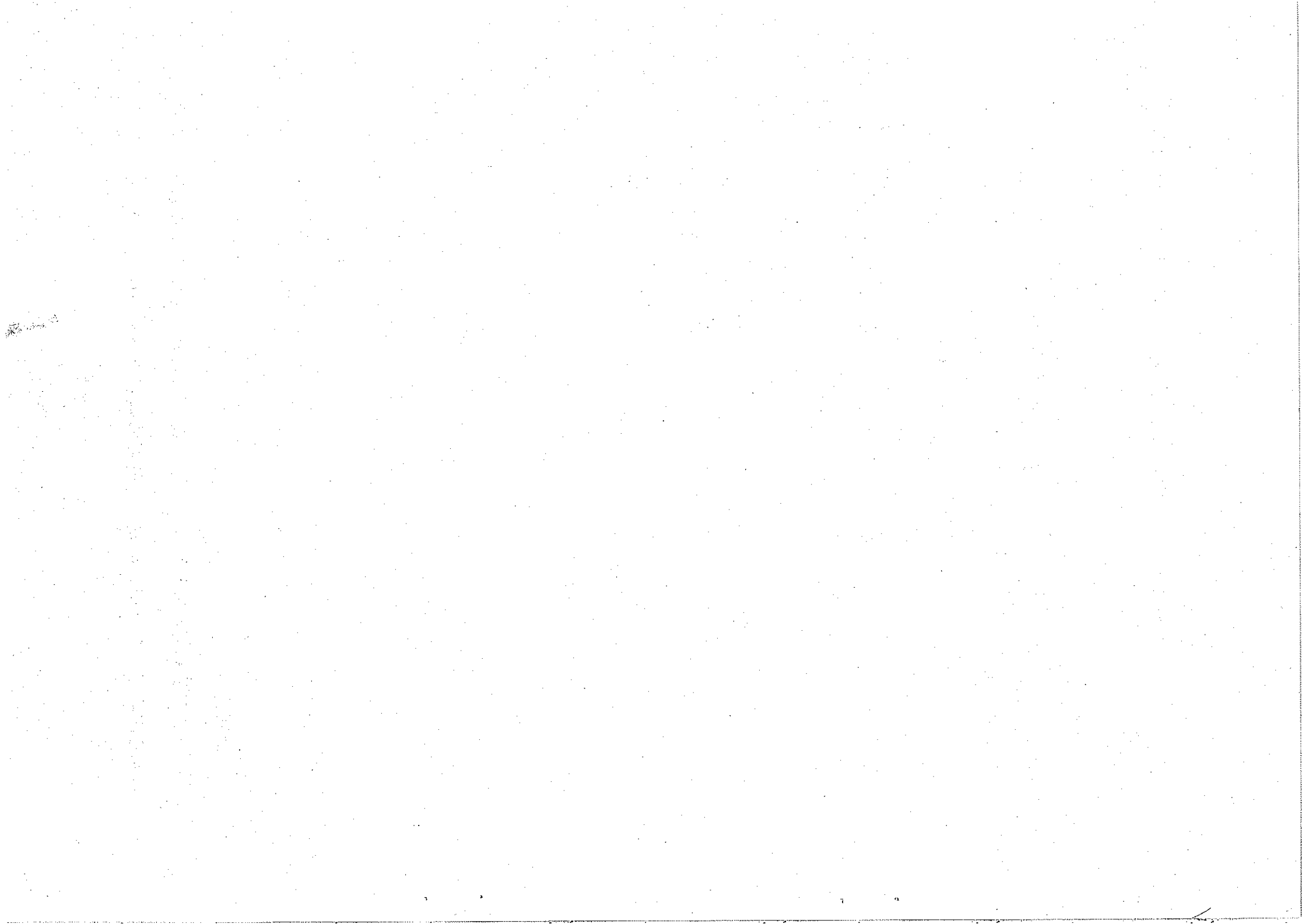
第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(提案理由)

大規模な調整池が青空駐車場等に転用された後に宅地等に再転用されることの規制について定めるため、本条例を制定するものである。



第六十六号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改

正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（利益の処分等）

第四条の二 水道事業及び下水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）がある場合において、事業年度末日において企業債を有するときは、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立てることができる。

3 前二項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合においては、この限りでない。

一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

二 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条の二の規定は、平成二十三年度に生じた利益の処分から適用する。

(提案理由)

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の改正に伴い、毎事業年度生じた利益の処分について条例で定めるため、本条例を改正するものである。

第六十七号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（急速充電設備）

第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- 二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- 四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等

との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

七 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

八 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

九 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十二 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十三 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

十四 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、

油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

第十二条第二項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号の二」を「第十一条第一項第三号の二」に改め、同条第四項中「前条第一項第七号」を「第十一条第一項第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

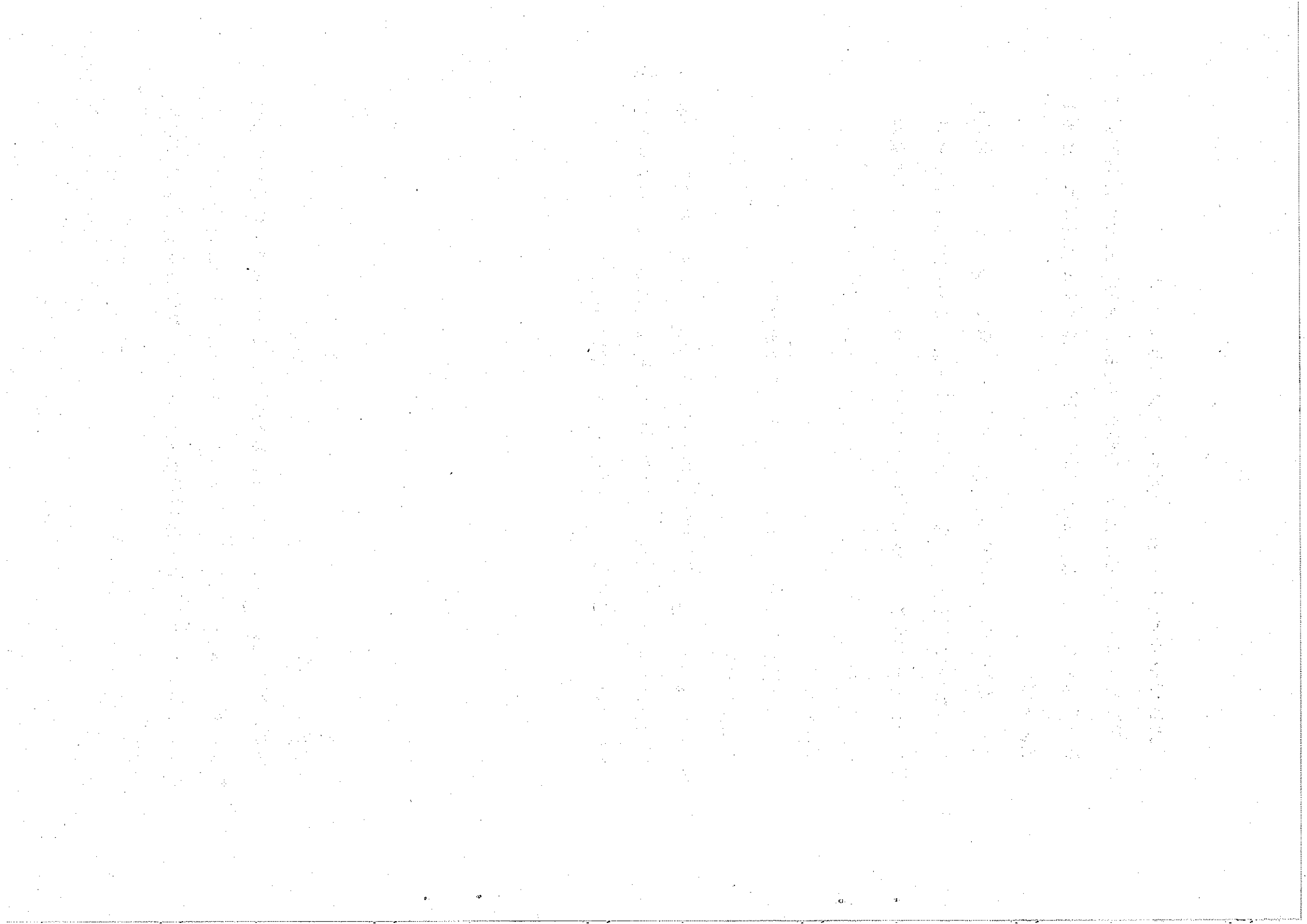
1 この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の箕面市火災予防条例第十一条の二の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第 6 8 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定する。

平成 2 4 年 9 月 1 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立多文化交流センター
- 2 指定管理者 箕面市栗生間谷西一丁目 2 番 1 号
財団法人箕面市国際交流協会
理事長 荻 野 克 彦
- 3 指定の期間 平成 2 5 年 5 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第69号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算(第4号)

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,346千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,066,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

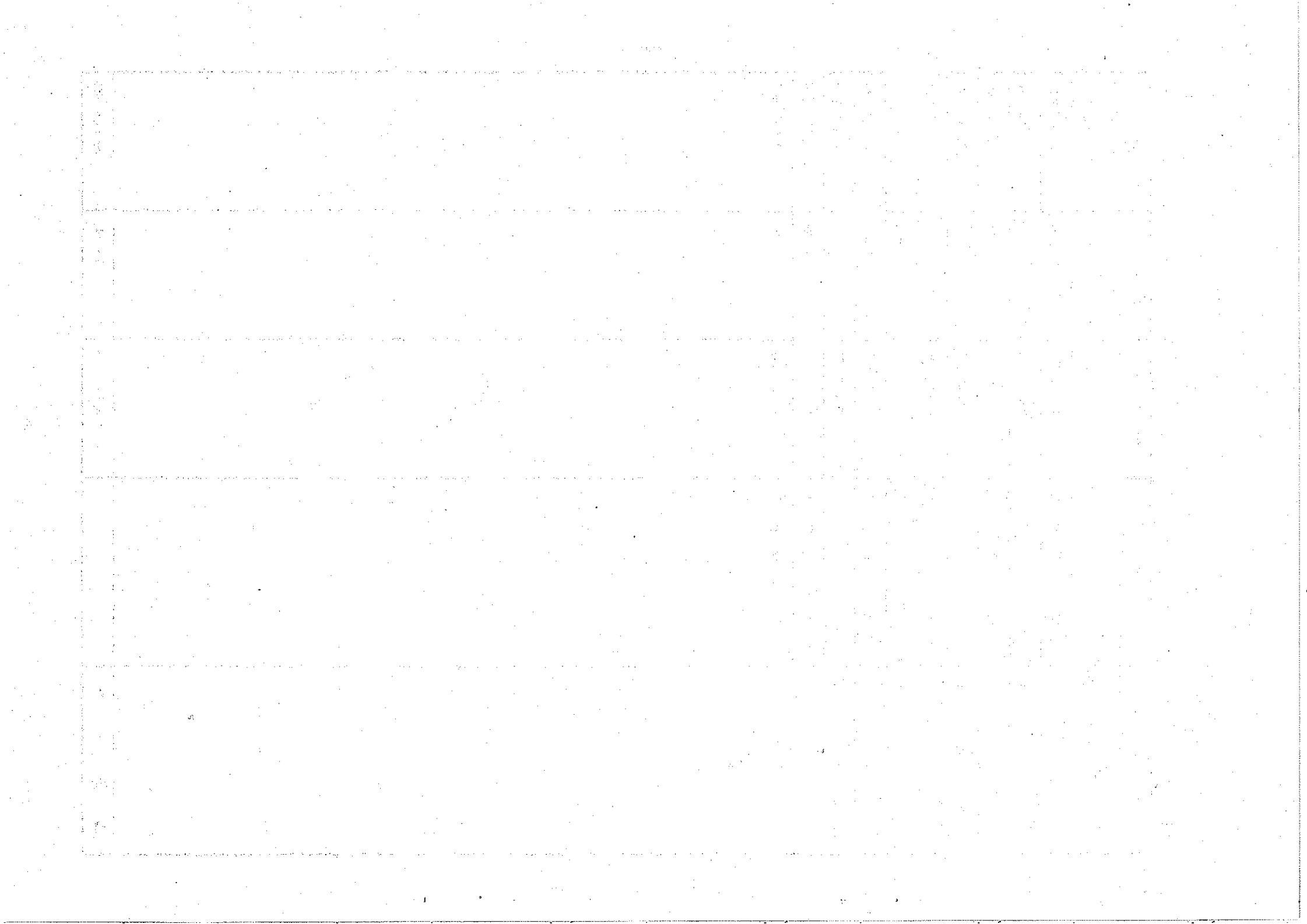
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
10 地方交付税	1 地方交付税	870,000	57,978	927,978
		870,000	57,978	927,978
15 府支出金	2 府補助金	2,606,396	115,368	2,721,764
		945,418	115,368	1,060,786
歳入合計		38,893,138	173,346	39,066,484

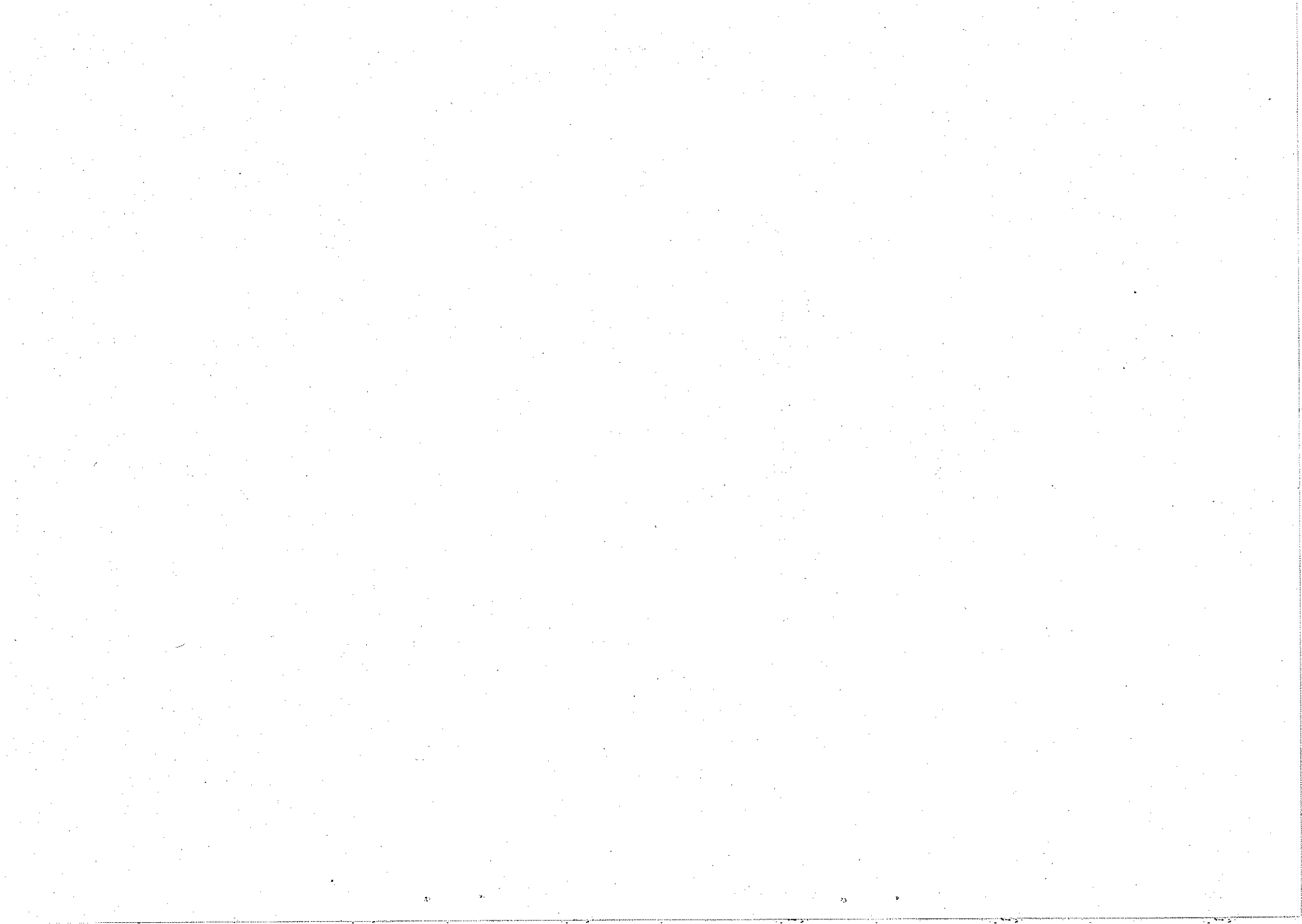
歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	1 総務管理費	4,942,263	107,561	5,049,824
		5,700,168	107,561	5,807,729
3 民生費	1 社会福祉費	4,928,930	10,369	4,939,299
		15,859,332	10,369	15,869,701
4 衛生費	1 保健衛生費	970,004	5,030	975,034
		3,833,277	5,030	3,838,307
7 商工費	1 商工費	189,137	3,657	192,794
		4,388,271	46,729	4,435,000
10 教育費	1 教育総務費	1,392,441	6,035	1,398,476
	5 社会教育費	1,017,251	40,694	1,057,945
歳出合計		38,893,138	173,346	39,066,484



平成24年度
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第4号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	0	136,000
10 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	614,873	0	614,873
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	0	5,179,597
15 府 支 出 金	2,606,396	115,368	2,721,764
16 財 産 収 入	522,239	0	522,239
17 寄 附 金	4,001	0	4,001
18 繰 入 金	636,045	0	636,045
19 繰 越 金	2,699	0	2,699
20 諸 収 入	1,102,838	0	1,102,838
21 市 債	3,039,980	0	3,039,980
歳 入 合 計	38,893,138	173,346	39,066,484

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	455,385	0	455,385
2 総 務 費	5,700,168	107,561	5,807,729
3 民 生 費	15,859,332	10,369	15,869,701
4 衛 生 費	3,833,277	5,030	3,838,307
5 労 働 費	117,182	0	117,182
6 農 林 水 産 業 費	119,511	0	119,511
7 商 工 費	224,495	3,657	228,152
8 土 木 費	3,420,653	0	3,420,653
9 消 防 費	1,170,532	0	1,170,532
10 教 育 費	4,388,271	46,729	4,435,000
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	3,533,582	0	3,533,582
13 諸 支 出 金	750	0	750
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	38,893,138	173,346	39,066,484

補正額の財源内訳				
特	定		財源	
国府支出金	地	方	債	その他
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
49,583	0	0	0	57,978
10,369	0	0	0	0
5,030	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
3,657	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
46,729	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
115,368	0	0	0	57,978

2 歳 入

(款) 10 地方交付税
(項) 1 地方交付税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
10	地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
1	地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
	1 地 方 交 付 税	870,000	57,978	927,978
15	府 支 出 金	2,606,396	115,368	2,721,764
2	府 補 助 金	945,418	115,368	1,060,786
4	労 働 費 府 補 助 金	341,957	115,368	457,325

節		明	
区分	金額	説明	金額
	千円		千円
1 地方交付税	57,978	1 普通交付税 補正後 807,978,000円—補正前 750,000,000円	57,978
1 労働諸費金	115,368	1 緊急雇用創出事業費補助金 補正後 409,067,000円—補正前 293,699,000円	115,368

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目				千円	千円
2	総 務 費	5,700,168	107,561	5,807,729	府支出金 一般財源	49,583 57,978
1	総 務 管 理 費	4,942,263	107,561	5,049,824	府支出金 一般財源	49,583 57,978
	1 一 般 管 理 費	1,495,584	49,583	1,545,167	府支出金	49,583
	15 自 治 振 興 費	70,457	57,978	128,435	一般財源	57,978
3	民 生 費	15,859,332	10,369	15,869,701	府支出金	10,369
	1 社 会 福 祉 費	4,928,930	10,369	4,939,299	府支出金	10,369
	1 社 会 福 祉 総 務 費	825,714	10,369	836,083	府支出金	10,369
4	衛 生 費	3,833,277	5,030	3,838,307	府支出金	5,030
	1 保 健 衛 生 費	970,004	5,030	975,034	府支出金	5,030
	2 子 防 費	673,165	5,030	678,195	府支出金	5,030
7	工 費	224,495	3,657	228,152	府支出金	3,657
	1 商 工 費	189,137	3,657	192,794	府支出金	3,657
	2 商 工 業 振 興 費	69,014	3,657	72,671	府支出金	3,657
10	教 育 費	4,388,271	46,729	4,435,000	府支出金	46,729
	1 教 育 総 務 費	1,392,441	6,035	1,398,476	府支出金	6,035
	3 教 育 指 導 費	742,835	6,035	748,870	府支出金	6,035
	5 社 会 教 育 費	1,017,251	40,694	1,057,945	府支出金	40,694

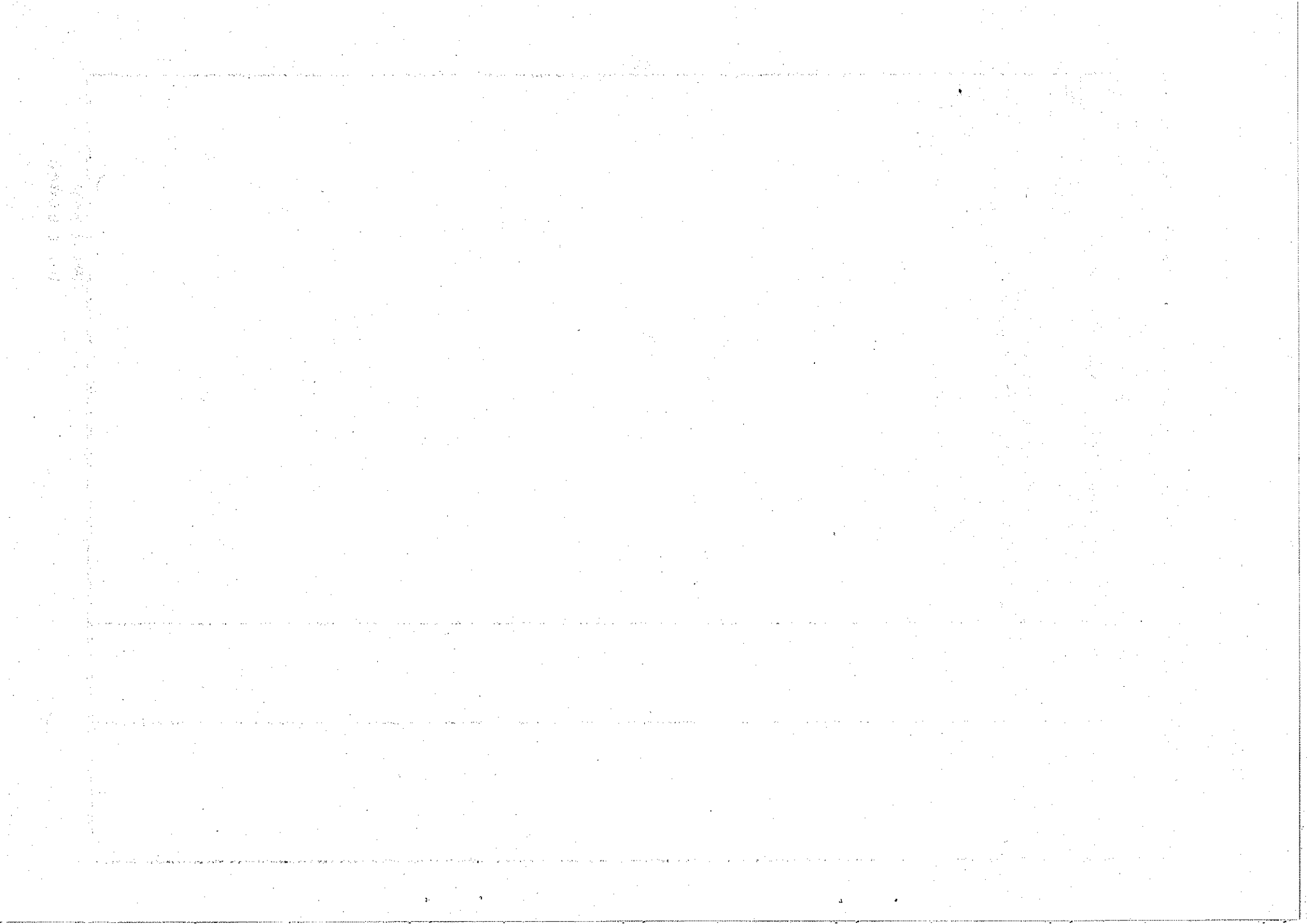
節		明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
13 委託料	49,583	52 行政基礎情報デジタル化事業（緊急雇用）【総務課】	49,583
		13 委託料	49,583
		1 委託料	49,583
		行政基礎情報デジタル化業務委託	49,583
19 負担金補助及び交付金	57,978	52 自治振興補助事業（臨時）【文化・市民活動促進課】	57,978
		19 負担金補助及び交付金	57,978
		2 補助金	57,978
		コミュニティ振興費補助金	57,978
13 委託料	10,369	52 災害時要継続支援者リスト整備事業（緊急雇用）【健康福祉政策課】	10,369
		13 委託料	10,369
		1 委託料	10,369
		災害時要継続支援者リスト整備委託	10,369
13 委託料	5,030	54 健康づくりのための運動習慣推進事業（緊急雇用）【健康増進課】	5,030
		13 委託料	5,030
		1 委託料	5,030
		健康づくりのための運動習慣推進業務委託	5,030
13 委託料	3,657	54 箕面駅周辺にぎわい創出事業（緊急雇用）【箕面営業課】	3,657
		13 委託料	3,657
		1 委託料	3,657
		箕面駅周辺にぎわい創出事業委託	3,657
13 委託料	6,035	65 校務情報管理帳票作成支援員配置事業（緊急雇用）【教育センター】	6,035
		13 委託料	6,035
		1 委託料	6,035
		校務情報管理帳票作成支援員配置委託	6,035

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款	項	科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
		目					
10	5	1	社会教育総務費	千円 653,142	千円 9,785	千円 662,927	府支出金 9,785
		3	図書館費	110,359	30,909	141,268	府支出金 30,909

節		金額	説明	千円
区分	額			
13 委 託 料	9,785	59 野猿農業被害防止対策事業（緊急雇用）【文化財保護担当】	9,785	
		13 委 託 料	9,785	
		1 委 託 料	9,785	
		野猿農業被害防止対策業務委託	9,785	
13 委 託 料	30,909	53 図書館接遇等向上事業（緊急雇用）【中央図書館】	30,909	
		13 委 託 料	30,909	
		1 委 託 料	30,909	
		図書館接遇等向上支援委託	30,909	

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費



第70号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算(第5号)

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799,266千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,865,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 地方特別交付金	1 地方特別交付金	136,000	△15,280	120,720
		136,000	△15,280	120,720
10 地方交付税		927,978	277,619	1,205,597
	1 地方交付税	927,978	277,619	1,205,597
14 国庫支出金		5,179,597	53,180	5,232,777
	1 国庫負担金	4,163,123	8,080	4,171,203
	4 国庫交付金	827,176	45,100	872,276
		2,721,764	250,078	2,971,842
15 府支出金		1,060,786	245,163	1,305,949
	2 府補助金	1,060,786	245,163	1,305,949
	4 府交付金	293,467	4,915	298,382
		4,001	5,849	9,850
17 寄附金	1 寄附金	4,001	5,849	9,850
		4,001	5,849	9,850
18 繰入金		636,045	2,936	638,981
	2 他会計繰入金	0	2,936	2,936
19 繰越金		2,699	5,939	8,638
	1 繰越金	2,699	5,939	8,638
20 諸収入		1,102,838	55,645	1,158,483
	6 雑収入	476,348	55,645	531,993
21 市債		3,039,980	163,300	3,203,280
	1 市債	3,039,980	163,300	3,203,280
歳入合計		39,066,484	799,266	39,865,750

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	1 総務管理費	5,807,729	309	5,808,038
	3 戸籍住民基本台帳費	5,049,824	1,569	5,051,393
		259,144	△1,260	257,884
3 民生費		15,869,701	117,153	15,986,854
	1 社会福祉費	4,939,299	39,012	4,978,311
	2 児童福祉費	5,811,210	90,825	5,902,035
	4 国民健康保険費	927,768	△12,684	915,084
4 衛生費		3,838,307	36,406	3,874,713
	1 保健衛生費	975,034	40,598	1,015,632
	2 清掃費	2,061,292	△4,203	2,057,089
	3 市民医療総合施設対策費	800,436	11	800,447
8 土木費		3,420,653	16,484	3,437,137
	2 道路橋りょう費	539,761	16,160	555,921
	4 都市計画費	952,182	324	952,506
9 消防費		1,170,532	6,819	1,177,351
	1 消防費	1,170,532	6,819	1,177,351
10 教育費		4,435,000	581,804	5,016,804
	1 教育総務費	1,398,476	4,324	1,402,800
	3 中学校費	338,825	33,528	372,353
	6 保健体育費	488,261	543,952	1,032,213
13 諸支出金		750	40,291	41,041
	1 諸費	750	40,291	41,041
歳出合計		39,066,484	799,266	39,865,750

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
3 民生費	1 社会福祉費	福祉事業 （障害者 福祉事業 の継続費）				59,347	平成24年度	39,012
							平成25年度	20,335
10 教育費	3 中学校費	中学校 （五年度 の継続費）				83,320	平成24年度	33,328
							平成25年度	49,992
10 教育費	6 保健体育費	中学校給食 （継続費）				1,730,233	平成24年度	557,714
							平成25年度	1,172,519

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
多文化交流センター管理 運営事業			平成24年度から平成29年度	325,200千円
都市計画道路萱野東西線 道路改良事業			平成24年度から平成27年度	94,402千円

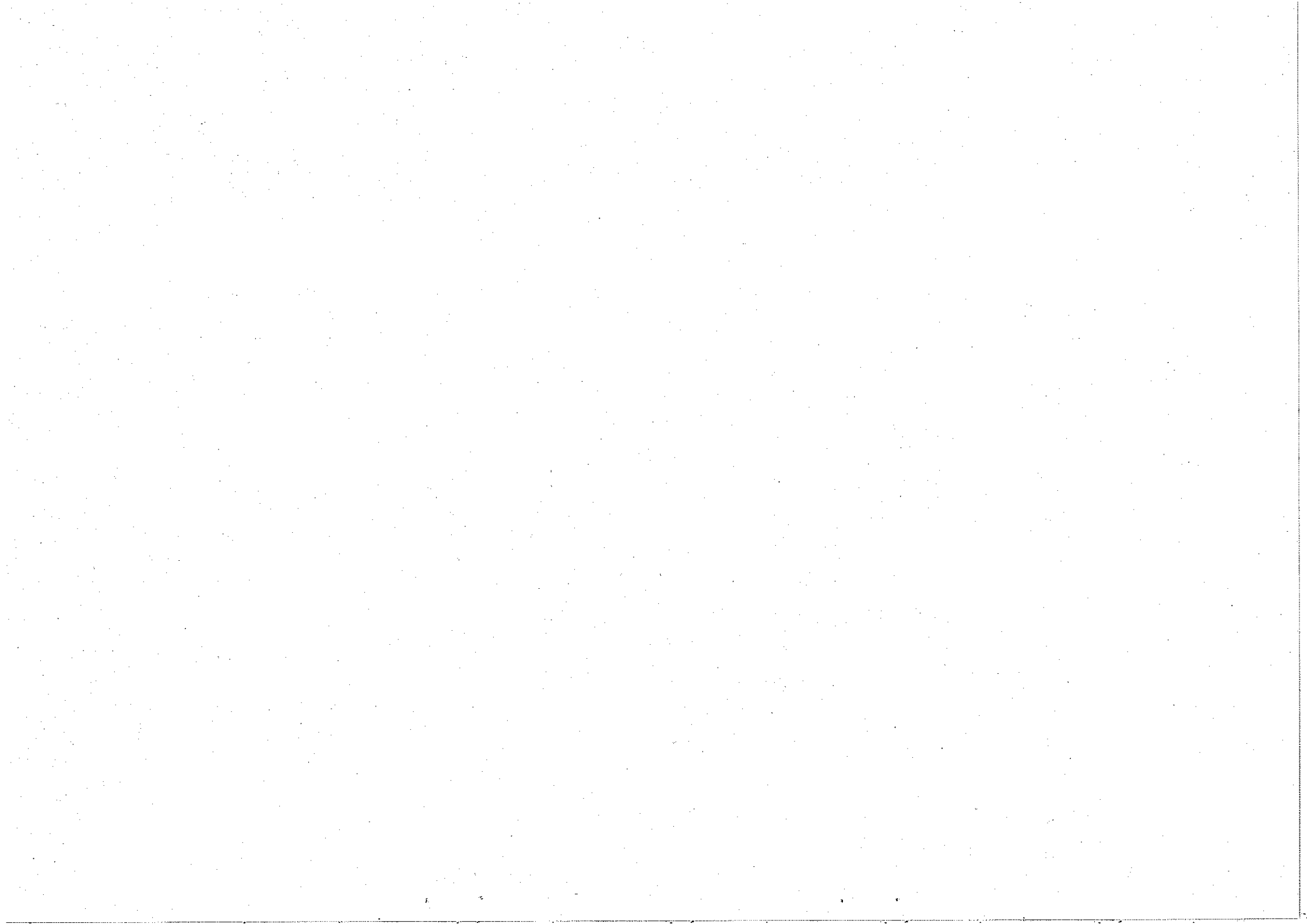
第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	
教育備業 教 整 務 設 義 施 事	補正前	千円 23,600	普通貸借 又証券発行	%以内 4 (注)	府 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じて繰上償還 することができる。
	補正後	35,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
食室業 給事 備 整 中 学 校	補正前				府 他				
	補正後	151,100	普通貸借 又証券発行	4 (注)	政 府 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じて繰上償還 することができる。

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成24年度
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第5号)説明書



1 総括 歳入歳出予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 21,947,000	千円 0	千円 21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	△15,280	120,720
10 地 方 交 付 税	927,978	277,619	1,205,597
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	614,873	0	614,873
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	53,180	5,232,777
15 府 支 出 金	2,721,764	250,078	2,971,842
16 財 産 収 入	522,239	0	522,239
17 寄 附 金	4,001	5,849	9,850
18 繰 入 金	636,045	2,936	638,981
19 繰 越 金	2,699	5,939	8,638
20 諸 収 入	1,102,838	55,645	1,158,483
21 市 債	3,039,980	163,300	3,203,280
歳 入 合 計	39,066,484	799,266	39,865,750

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	455,385	0	455,385
2 総 務 費	5,807,729	309	5,808,038
3 民 生 費	15,869,701	117,153	15,986,854
4 衛 生 費	3,838,307	36,406	3,874,713
5 労 働 費	117,182	0	117,182
6 農 林 水 産 業 費	119,511	0	119,511
7 商 工 費	228,152	0	228,152
8 土 木 費	3,420,653	16,484	3,437,137
9 消 防 費	1,170,532	6,819	1,177,351
10 教 育 費	4,435,000	581,804	5,016,804
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	3,533,582	0	3,533,582
13 諸 支 出 金	750	40,291	41,041
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	39,066,484	799,266	39,865,750

補正額の財源内訳				
特	定		源	
国府支出金	地方債	その他	一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
0	0	160	149	
29,661	0	404	87,088	
0	0	1,109	35,297	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	324	16,160	
0	0	6,105	714	
273,597	163,300	200	144,707	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	40,291	
0	0	0	0	
303,258	163,300	8,302	324,406	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
9	地方特例交付金	136,000	△15,280	120,720
	1 地方特例交付金	136,000	△15,280	120,720
	1 地方特例交付金	136,000	△15,280	120,720
10	地方交付税	927,978	277,619	1,205,597
	1 地方交付税	927,978	277,619	1,205,597
	1 地方交付税	927,978	277,619	1,205,597
14	国庫支出金	5,179,597	53,180	5,232,777
	1 国庫負担金	4,163,123	8,080	4,171,203
	1 民生費国庫負担金	4,163,123	8,080	4,171,203
	4 国庫交付金	827,176	45,100	872,276
	5 教育費国庫交付金	21,664	45,100	66,764
15	府支出金	2,721,764	250,078	2,971,842
	2 府補助金	1,060,786	245,163	1,305,949
	2 民生費府補助金	405,299	16,666	421,965
	8 教育費府補助金	91,705	228,497	320,202
	4 府交付金	293,467	4,915	298,382
	2 民生費府交付金	75,392	4,915	80,307
17	寄附金	4,001	5,849	9,850
	1 寄附金	4,001	5,849	9,850
	1 ふるさと寄附金	4,001	5,849	9,850
18	繰入金	636,045	2,936	638,981
	2 他会計繰入金	0	2,936	2,936

節		明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
1 地方特例交付金	△15,280	1 減収補てん特別交付金 補正後 120,720,000円—補正前 136,000,000円	△15,280
1 地方交付税	277,619	1 普通交付税 補正後 1,085,597,000円—補正前 807,978,000円	277,619
2 児童福祉費負担金	8,080	6 児童扶養手当費負担金 補正後 144,622,000円—補正前 136,542,000円	8,080
2 中学校交付金	45,100	1 学校施設環境改善交付金	45,100
2 児童福祉費補助金	16,666	21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 63,674,000円—補正前 47,008,000円	16,666
2 中学校補助金	228,497	1 中学校給食導入促進事業費補助金 補正後 244,920,000円—補正前 16,423,000円	228,497
2 児童福祉費交付金	4,915	1 子育て支援交付金 補正後 39,043,000円—補正前 34,128,000円	4,915
1 ふるさと基金	5,849	1 ふるさと寄附金 補正後 9,850,000円—補正前 4,001,000円	5,849

(款) 18 繰入金
(項) 2 他会計繰入金

(款) 18 繰入金
(項) 2 他会計繰入金

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	
						千円
18	2	1 特別会計介護保険事業費 繰入金	0	2,936	2,936	
19	繰越	繰越金	2,699	5,939	8,638	
			1 繰越金	2,699	5,939	8,638
				1 前年度繰越金	2,699	5,939
			20	諸収入	1,102,838	55,645
6 雑収入	476,348	55,645			531,993	
21	市	繰越金	0	1,600	1,600	
			3 雑収入	278,267	54,045	332,312
				4 過年度収入	0	1,600
			1 市債	3,039,980	163,300	3,203,280
	5 教養債	23,600	163,300	186,900		

節		明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
1 特別会計 介護保険事業費 繰入金	2,936	1 特別会計介護保険事業費繰入金	2,936
1 前年度繰越金	5,939	1 前年度繰越金 補正後 8,638,000円 - 補正前 2,699,000円	5,939
2 雑入	54,045	25 消防団員等公務災害補償等共済基金助成金 44 消防賞じゆつ金共済会給付金 補正後 4,101,000円 - 補正前 2,000円 46 文化振興事業団補助金返還金	1,416 4,099 48,530
1 過年度収入	1,600	1 過年度収入 平成23年度生活保護費府負担金	1,600
2 中学校事業債	12,200	7 第五中学校整備事業債	12,200
3 保健体育 事業債	151,100	1 中学校給食室整備事業債	151,100

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					千円	千円				
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	5,807,729	309	5,808,038	寄附金	160				
					一般財源	149				
					寄附金	160				
					一般財源	1,409				
					1 一 般 管 理 費	1,545,167	△1,855	1,543,312	一般財源	△1,855
					5 財 産 管 理 費	157,276	160	157,436	寄附金	160
					8 公 平 委 員 会 費	676	1,232	1,908	一般財源	1,232
					9 人 事 管 理 費	887,416	1,909	889,325	一般財源	1,909
					12 職 員 研 修 費	14,085	123	14,208	一般財源	123
					3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	259,144	△1,260	257,884	一般財源	△1,260
					1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	259,144	△1,260	257,884	一般財源	△1,260
					3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	15,869,701	117,153	15,986,854	国庫支出金
府支出金	21,581									
寄附金	404									
11 障 害 福 祉 費	1,923,780	39,012	1,962,792	一般財源	39,012					

節		金額		説明
区分	金額	千円	千円	
2	給料	△1,155		1 人件費(一般管理費特別職給)【職員課】 2 給料 1 特別職給 市長 副市長 △808 △347 3 職員手当等 4 地域手当 11 期末勤勉手当 △700 △138 △562
3	職員手当等	△700		
25	積立金	160		50 基金積立事業(総務費)【財政経営課】 25 積立金 2 財政調整基金積立金 160
1	報酬	1,232		1 公平委員会運営事業【公平委員会事務局】 1 報酬 2 委員報酬 公平委員会委員 1,232 1,232
12	役務費	360		7 職員採用事業【人材育成担当】 12 役務費 1 通信運搬費 360
13	委託料	1,450		13 委託料 1 委託料 適性検査判定委託他 1,450 1,450
14	使用料及び賃借料	99		14 使用料及び賃借料 1 使用料 99
11	需用費	123		1 職員研修事業【人材育成担当】 11 需用費 1 消耗品費 123 123
13	委託料	△1,260		51 住民基本台帳法改正対策事業【窓口課】 13 委託料 1 委託料 住民情報システム改修委託 △1,260 △1,260
13	委託料	38,689		53 障害福祉システム更新事業(継続費)【障害福祉課】 13 委託料 38,689
14	使用料及び賃借料	323		1 委託料 システム導入委託他 38,689

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
3	11 [障害福祉費]				
2	児童福祉費	5,811,210	90,825	5,902,035	国庫支出金 8,080 府支出金 21,581 寄附金 404 一般財源 60,760
1	児童福祉総務費	2,791,874	25,124	2,816,998	国庫支出金 8,080 寄附金 404 一般財源 16,640
	2 児童福祉施設費	1,314,980	53,395	1,368,375	府支出金 21,581 一般財源 31,814

節		金額	説明
区分	千円		
			14 使用料及び賃借料 2 賃借料 システム借上料 323
1 報酬	369		22 児童扶養手当給付事業(扶助費)【子ども支援課】 20 扶助費 1 扶助費 児童扶養手当 24,241
8 報償費	20		
9 旅費	59		
11 需用費	5		51 未来子ども基金積立事業【子ども政策課】 25 積立金 18 未来子ども基金積立金 404
12 役務費	18		
14 使用料及び賃借料	8		52 保育所民営化準備事業【子ども政策課】 1 報酬 3 非常勤職員報酬 保育所民営化法人選定委員会委員 369
20 扶助費	24,241		8 報償費 1 報償金 一時保育謝礼 20
25 積立金	404		9 旅費 1 費用弁償 59
			11 需用費 1 消耗品費 5
			12 役務費 1 通信運搬費 18
			14 使用料及び賃借料 1 使用料 8
13 委託料	10,961		6 簡易保育施設施設充実事業【幼児育成課】 13 委託料 1 委託料 簡易保育業務委託 6,235
19 負担金補助及び交付金	42,434		50 箕面森町保育所施設整備費補助等事業【幼児育成課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 施設整備費補助金 18,750
			56 保育所施設整備準備費補助等事業【幼児育成課】 13 委託料 1 委託料 測量委託他 4,726
			19 負担金補助及び交付金 23,684

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款	科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
	項	目					
3	2	2 [児童福祉施設費] 5 子ども医療助成費	千円				
				208,555	12,306	220,861	一般財源 12,306
4	4 国民健康保険費	1 国民健康保険費	千円				
				927,768	△12,684	915,084	一般財源 △12,684
4	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	千円				
				3,838,307	36,406	3,874,713	寄附金 1,109 一般財源 35,297
				975,034	40,598	1,015,632	寄附金 1,098 一般財源 39,500
				185,903	1,098	187,001	寄附金 1,098
4	2 清掃費	1 清掃総務費	千円				
				2,061,292	△4,203	2,057,089	一般財源 △4,203
				842,733	△153	842,580	一般財源 △153
4	2 塵芥処理費		千円				
				229,182	△3,467	225,715	一般財源 △3,467

節	区分	金額		説明
		千円	千円	
				2 補助金 施設整備準備費補助金 23,684
11	需用費	677	12,306	50 子どもの医療費助成拡充事業【介護・福祉医療課】 11 需用費 677
12	役務費	3,285	38	1 消耗品費 38
13	委託料	7,157	639	4 印刷製本費 639 封筒他
18	備品購入費	1,187	3,285	12 役務費 3,285
			3,285	1 通信運搬費 3,285
			7,157	13 委託料 7,157
			7,157	1 委託料 7,157 システム修正委託他
			1,187	18 備品購入費 1,187
			1,187	1 庁用器具費 1,187 プリンタ
28	繰出金	△12,684	△12,684	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国保年金課】 △12,684 28 繰出金 △12,684
			△12,684	3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出 △12,684
25	積立金	1,098	1,098	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】 1,098 25 積立金 1,098
			1,098	13 保健福祉総合推進基金積立金 1,098
11	需用費	221	39,500	6 予防接種事業【健康増進課】 39,500 11 需用費 221
12	役務費	137	221	4 印刷製本費 221 各種予防接種予診票他
13	委託料	39,142	137	12 役務費 137 1 通信運搬費 137
			39,142	13 委託料 39,142 1 委託料 39,142 予防接種委託
			39,142	
13	委託料	△153	△153	51 有機廃棄物資源化推進事業【環境整備課】 △153 13 委託料 △153
			△153	1 委託料 △153 生ごみ堆肥化委託他
13	委託料	△3,467	△3,467	2 ごみ収集事業【環境整備課】 △3,467 13 委託料 △3,467
			△3,467	1 委託料 △3,467

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項 目	千円	千円	千円	千円	
4	2 [塵芥処理費]					
		4 清掃工場費	978,551	△583	977,968	一般財源 △583
	3 市民医療総合施設対策費					
		1 市民医療総合施設対策費	141,139	11	141,150	寄附金 11
8 土 木 費	2 道路橋りょう費					
		1 道路橋りょう費 総務費	22,066	16,160	38,226	一般財源 16,160
	4 都市計画費	952,182	324	952,506	寄附金 324	
	3 緑化推進費	16,649	236	16,885	寄附金 236	
	5 地域整備推進費	452,698	88	452,786	寄附金 88	
9 消 防 費	1 消 防 費					
		1 常備消防費	1,170,532	6,819	1,177,351	寄附金 2,006 諸収入 4,099 一般財源 714

節		明 説	
区分	金額		
	千円	可燃ごみ・かん・O&A収集委託	△3,467
			千円
13 委託料	△583	1 リサイクルセンター管理事業【リサイクルセンター】	△529
		13 委託料	△529
		1 委託料	△529
		資源選別委託他	△529
		2 市民工房運営事業【リサイクルセンター】	△54
		13 委託料	△54
		1 委託料	△54
		市民工房運営委託	△54
25 積立金	11	55 基金積立事業(衛生費)【市立病院】	11
		25 積立金	11
		6 市立病院医療体制整備基金積立金	11
19 負担金補助及び交付金	16,160	50 狭あい道路整備事業【道路課】	16,160
		19 負担金補助及び交付金	16,160
		2 補助金	16,160
		狭あい道路整備補助金	16,160
25 積立金	236	52 みどり支援基金積立事業【農とみどり政策課】	236
		25 積立金	236
		19 みどり支援基金積立金	236
25 積立金	88	51 交通施設整備基金積立事業【北急まちづくり推進課】	88
		25 積立金	88
		14 交通施設整備基金積立金	88
5 災害補償費	4,099	3 消防職員賞じゆつ金事業【消防本部総務課】	4,099
		5 災害補償費	4,099
		2 消防職員消防賞じゆつ金	4,099
11 需用費	450	4 消防職員被服貸与事業【消防本部総務課】	714
		11 需用費	450
		1 消耗品費	450
18 備品購入費	264	18 備品購入費	264
25 積立金	2,006		

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
9	1	1 [常備消防費]	千円	千円	千円		千円
10	教	育費	4,435,000	581,804	5,016,804	国库支出金	45,100
						府支出金	228,497
						寄附金	200
						市債	163,300
						一般財源	144,707
	1	教育総務費	1,398,476	4,324	1,402,800	一般財源	4,324
	2	事務局費	477,643	2,177	479,820	一般財源	2,177
	3	教育指導費	748,870	2,147	751,017	一般財源	2,147
	3	中学校費	338,825	33,528	372,353	国库支出金	5,318
						寄附金	200
						市債	12,200
						一般財源	15,810
	1	学校管理費	242,101	200	242,301	寄附金	200
	3	教育施設費	42,014	33,328	75,342	国库支出金	5,318
						市債	12,200
						一般財源	15,810
	6	保健体育費	488,261	543,952	1,032,213	国库支出金	39,782
						府支出金	228,497
						市債	151,100
						一般財源	124,573
	3	学校給食費	265,050	543,952	809,002	国库支出金	39,782
						府支出金	228,497
						市債	151,100
						一般財源	124,573

節		金額	説明	千円
区分	料	千円		
			1 庁用器具費 常備消防活動用	264
			50 あんしん消防救急基金積立事業【消防本部総務課】	2,006
			25 積立金	2,006
			20 あんしん消防救急基金積立金	2,006
13 委託料	2,177		60 訴訟関係事務経費【教職員課】	2,177
			13 委託料	2,177
			1 委託料	2,177
			訴訟事件弁護士委託	2,177
1 報酬	2,147		63 教育専門員配置事業【教職員課】	2,147
			1 報酬	2,147
			3 非常勤職員報酬	2,147
			教育専門員	2,147
11 需用費	200		56 第六中学校管理運営事業(臨時)【第六中学校】	200
			11 需用費	200
			6 修繕料	200
			掲示板修繕	200
15 工事請負費	33,328		54 第五中学校エレベータ整備事業(継続費)【学校管理課】	33,328
			15 工事請負費	33,328
			1 工事請負費	33,328
			エレベータ整備工事	33,328
13 委託料	△13,762		5 学校給食実施事業【学校給食推進担当】	△13,762
			13 委託料	△13,762
			1 委託料	△13,762
			給食調理業務委託	△13,762
15 工事請負費	547,190		55 中学校給食室整備事業(継続費)【学校管理課】	557,714
			15 工事請負費	547,190
			1 工事請負費	547,190
			給食室増築等工事6校	547,190
19 負担金補助及び交付金	10,524			

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
10	6				
	3 [学校給食費]				
13	諸 支 出 金	750	40,291	41,041	一般財源 40,291
	1 諸 費	750	40,291	41,041	一般財源 40,291
	2 諸 費	0	40,291	40,291	一般財源 40,291

節		金額	説明	千円
区分	千円			
			19 負担金補助及び交付金	10,524
			1 負担金	10,524
			水道口径別納付金	10,524
23 償還金利子及び割引料	40,291		50 国庫負担金等返還事業【介護・福祉医療課】	4,313
			23 償還金利子及び割引料	4,313
			1 償還金	4,313
			平成23年度老人保健医療費国庫負担金等返還金	4,313
			51 府交付金返還事業【子ども政策課】	5
			23 償還金利子及び割引料	5
			1 償還金	5
			平成23年度地域福祉・子育て支援府交付金返還金	5
			52 国庫負担金等返還事業【障害福祉課】	35,973
			23 償還金利子及び割引料	35,973
			1 償還金	35,973
			平成23年度障害者自立支援給付費等負担金返還金他	35,973

給 与 費

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	長 等		28,052	12,101 3.90
	議 員	23	169,040	65,784 3.90
	その他の 特別職	1,619	281,306	
	計	1,645	450,346	77,885
	長 等	3		12,663 3.90
補正前	議 員	23	169,040	65,784 3.90
	その他の 特別職	1,611	277,558	
	計	1,637	446,598	78,447
	長 等			△ 1,155
比 較	議 員			
	その他の 特別職	8	3,748	
	計	8	3,748	△ 1,155
				△ 562

明 細 書

費			計	共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の手 当	(千円)				
(千円)	(千円)	(千円)				
3,403		43,556	7,481	51,037		
		234,824	94,882	329,706		
		281,306	13,621	294,927		
3,403		559,686	115,984	675,670		
3,541		45,411	7,481	52,892		
		234,824	94,882	329,706		
		277,558	13,621	291,179		
3,541		557,793	115,984	673,777		
△ 138		△ 1,855		△ 1,855		
		3,748		3,748		
△ 138		1,893		1,893		

継続費についての前前年度末までの支出額、及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計						
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財			
						国府支出金	特 定 財	地 方 債	
				千円	千円	千円			
3 民生費	1 社会福祉費	福祉事業(社人業) 障害入新続 障シ更(継統)	平成24年度 (2012年度)	補正前					
				補 正	39,012				
				補正後	39,012				
				補正前					
				補 正	20,335				
				補正後	20,335				
			計	補正前					
				補 正	59,347				
				補正後	59,347				
				補正前					
				補 正	33,328	5,318	12,200		
				補正後	33,328	5,318	12,200		
10 教育費	3 中学校費	校夕業(業) 一学(業) 中(業) 五(業) 第(業) 王(業) 整(業) (継統)	平成24年度 (2012年度)	補正前					
				補 正	49,992	7,978	18,400		
				補正後	49,992	7,978	18,400		
				補正前					
				補 正	83,320	13,296	30,600		
				補正後	83,320	13,296	30,600		
			計	補正前					
				補 正	557,714	268,279	151,100		
				補正後	557,714	268,279	151,100		
				補正前					
				補 正	1,172,519	493,634	357,600		
				補正後	1,172,519	493,634	357,600		
10 教育費	6 保健体育費	食堂給食事業(業) 備(業) 中(業) 学(業) 校(業) 整(業) (継統)	平成25年度 (2013年度)	補正前					
				補 正	1,730,233	761,913	508,700		
				補正後	1,730,233	761,913	508,700		
				補正前					
				補 正	1,730,233	761,913	508,700		
				補正後	1,730,233	761,913	508,700		
計	補正前								
	補 正	1,730,233	761,913	508,700					
	補正後	1,730,233	761,913	508,700					
	補正前								
	補 正	1,730,233	761,913	508,700					
	補正後	1,730,233	761,913	508,700					

前年度未までの支出額
進行状況等に関する調査

画 源 内 訳 源	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
		39,012			39,012	39,012			
		39,012			39,012	39,012			65.7
		20,335						20,335	
		20,335						20,335	34.3
		59,347			39,012	39,012		20,335	
		59,347			39,012	39,012		20,335	100.0
		15,810			33,328	33,328			
		15,810			33,328	33,328			40.0
		23,614						49,992	
		23,614						49,992	60.0
		39,424			33,328	33,328		49,992	
		39,424			33,328	33,328		49,992	100.0
		138,335			557,714	557,714			
		138,335			557,714	557,714			32.2
		321,285						1,172,519	
		321,285						1,172,519	67.8
		459,620			557,714	557,714		1,172,519	
		459,620			557,714	557,714		1,172,519	
		459,620			557,714	557,714		1,172,519	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支出額	
			期 間	金 額 千円
多文化交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	325,200		
	補正後	325,200		
	補正前			
都市計画道路萱野東西線道路改良事業	補 正	94,402		
	補正後	94,402		
	補正前			

ものについての前年度未までの支出額
 関する調書

当該年度以降 の支出予定額	金額	左の財源内訳			一般財源
		特 定 財 源	その他		
期 間	金 額 千円	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
平成24年度 (2012年度) から 平成29年度 (2017年度)	325, 200				325, 200
平成24年度 (2012年度) から 平成27年度 (2015年度)	94, 402				94, 402
平成24年度 (2012年度) から 平成27年度 (2015年度)	94, 402				94, 402

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区分	正 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	13,001,632	12,295,502	(138,400)	1,462,061	12,192,041
	補正			163,300		163,300
	補正後	13,001,632	12,295,502	(138,400)	1,462,061	12,355,341
(7) 中学校	補正前	2,060,072	2,465,107	(44,900)	24,445	2,485,562
	補正			163,300		163,300
	補正後	2,060,072	2,465,107	(44,900)	24,445	2,648,862
合計	補正前	28,548,891	28,328,073	(138,400)	2,544,755	28,441,918
	補正			163,300		163,300
	補正後	28,548,891	28,328,073	(138,400)	2,544,755	28,605,218

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第71号議案

平成24年度箕面市特別会計競艇事業費補正予算(第1号)

平成24年度箕面市の特別会計競艇事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ786,253千円を追加し、歳入歳出それぞれ51,386,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

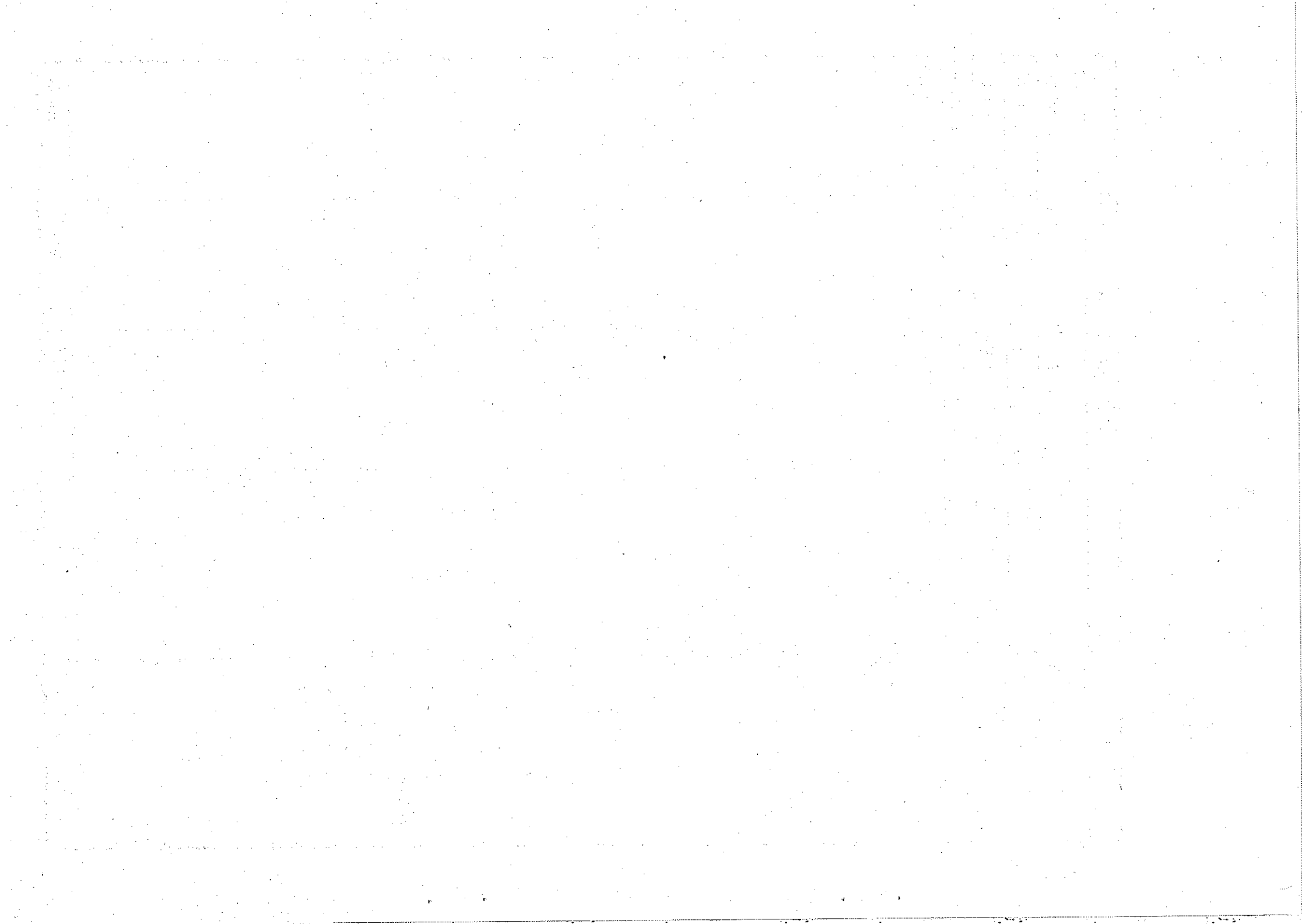
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 競艇事業収入		41,295,257	81,760	41,377,017
	1 勝舟投票券売上収入	41,111,875	81,760	41,193,635
5 繰越金		800,000	697,728	1,497,728
	1 繰越金	800,000	697,728	1,497,728
6 諸収入		7,578,420	6,765	7,585,185
	2 雑収入	383,472	6,765	390,237
歳入合計		50,600,000	786,253	51,386,253

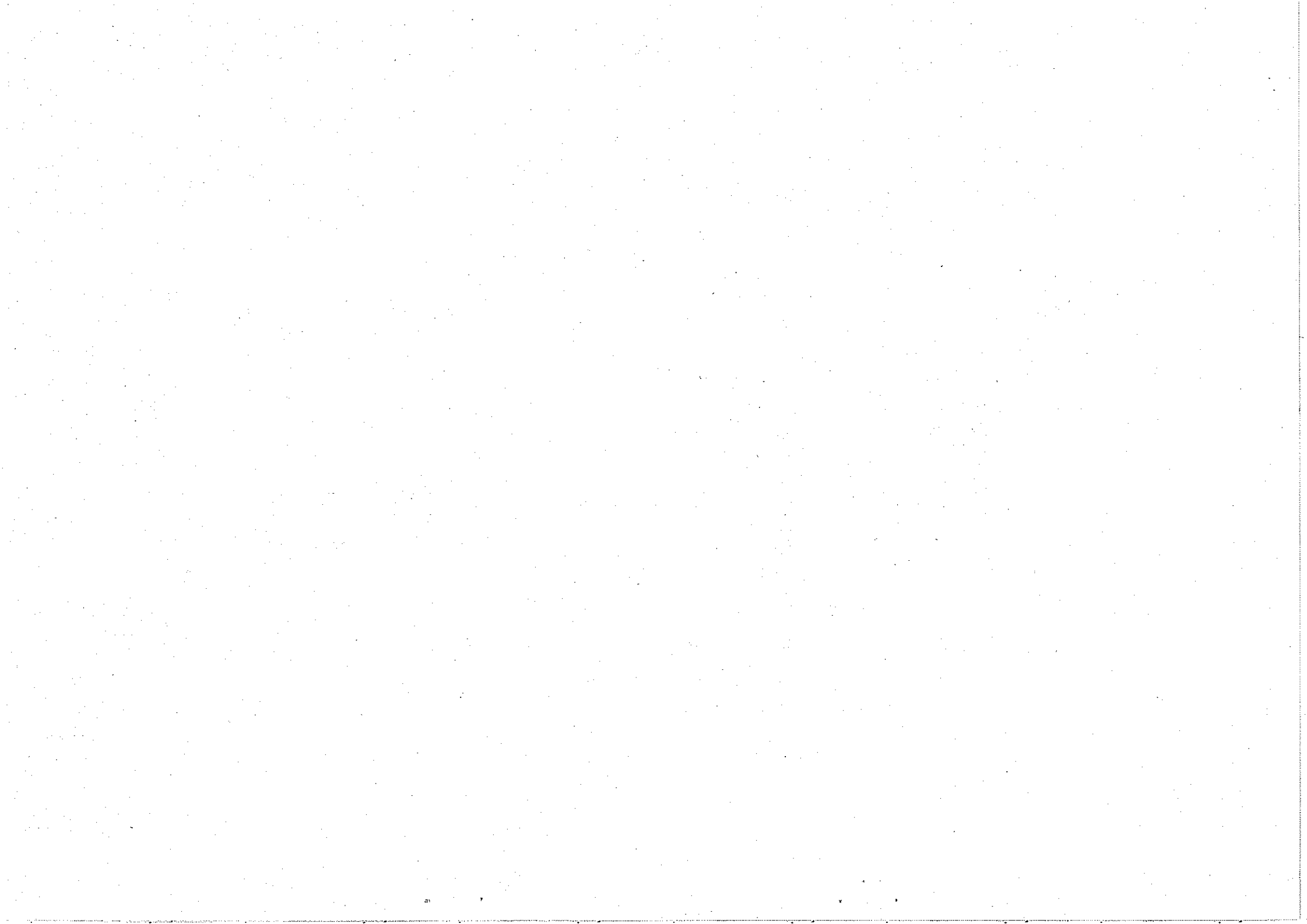
歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 競艇事業費		41,389,644	75,441	41,465,085
	1 総務費	4,911,306	△65	4,911,241
	2 業務費	36,478,338	75,506	36,553,844
		542,350	710,812	1,253,162
3 予備費	1 予備費	542,350	710,812	1,253,162
歳出合計		50,600,000	786,253	51,386,253



平成 24 年度
(2012年度)

箕面市特別会計競艇事業費補正予算 (第 1 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 競技事業収入	41,295,257	81,760	41,377,017
2 財産収入	3	0	3
3 寄附金	292,320	0	292,320
4 繰入金	634,000	0	634,000
5 繰越金	800,000	697,728	1,497,728
6 諸収入	7,578,420	6,765	7,585,185
歳入合計	50,600,000	786,253	51,386,253

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 艇 艇 事 業 費	千円 41,389,644	千円 75,441	千円 41,465,085
2 諸 支 出 金	8,668,006	0	8,668,006
3 予 備 費	542,350	710,812	1,253,162
歳 出 合 計	50,600,000	786,253	51,386,253

補正額の財源内訳				
特	定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 75,441	
0	0	0	0	
0	0	0	710,812	
0	0	0	786,253	

2 歳 入

(款) 1 競艇事業収入

(項) 1 勝舟投票券売上収入

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
1 競艇事業収入		41,295,257	81,760	41,377,017
1 勝舟投票券売上収入		41,111,875	81,760	41,193,635
	1 勝舟投票券売上収入	41,111,875	81,760	41,193,635
5 繰越金		800,000	697,728	1,497,728
1 繰越金		800,000	697,728	1,497,728
	1 前年度繰越金	800,000	697,728	1,497,728
6 諸収入		7,578,420	6,765	7,585,185
2 雑収入		383,472	6,765	390,237
3 ミニボートピアウんくう事業収入		0	6,765	6,765

節		明 説	
区 分	金 額 千円		
			千円
2 専用場外 勝舟投票券 売上収入	81,760	1 専用場外売上金 補正後 3,780,000,000円—補正前 3,700,000,000円 2 専用場外返還金 補正後 88,760,000円—補正前 87,000,000円	80,000 1,760
1 前年度繰越金	697,728	1 前年度繰越金 補正後 1,497,728,000円—補正前 800,000,000円	697,728
1 場間場外発売 収益金	6,765	1 ミニポートピザリムくら場間場外発売収益金	6,765

(款) 6 諸収入
(項) 2 雑入

3 歳 出

(款) 1 競艇事業費

(項) 1 総務費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1	競艇事業費	千円 41,389,644	千円 75,441	千円 41,465,085	一般財源 千円 75,441
1	総務費	4,911,306	△65	4,911,241	一般財源 △65
1	総務管理費	564,865	△4,281	560,584	一般財源 △4,281
2	総務開催費	2,778,285	4,216	2,782,501	一般財源 4,216
2	業務費	36,478,338	75,506	36,553,844	一般財源 75,506
2	業務開催費	35,406,826	75,506	35,572,332	一般財源 75,506
3	予備費	542,350	710,812	1,253,162	一般財源 710,812
1	予備費	542,350	710,812	1,253,162	一般財源 710,812

節	金額	説明	千円
区分	千円		千円
1 報酬	△432	1 総務管理経費【競艇事業部企画課】	△4,281
2 給料	△2,523	1 報酬	△432
3 職員手当等	△1,754	3 非常勤職員報酬	△432
4 共済費	△10	市管競艇運営審議会委員	△432
19 負担金補助及び交付金	438	2 給料	△2,523
		2 一般職給	△2,523
		一般職給	
		3 職員手当等	△1,754
		2 扶養手当	△1
		3 管理職手当	△128
		4 地域手当	△127
		5 通勤手当	△50
		9 時間外及び休日勤務手当	564
		10 住居手当	△648
		11 期末勤続手当	△1,449
		14 児童手当	85
		4 共済費	△10
		6 地公災負担金	△20
		11 協会けんぽ負担金	10
		19 負担金補助及び交付金	438
		1 負担金	438
		全国モーターボート競走施行者協議会	
		2 総務開催経費【競艇事業部企画課】	4,216
		19 負担金補助及び交付金	4,216
		3 交付金	4,216
		モーターボート競走法第25条交付金	2,916
		モーターボート競走法第30条交付金	1,300
13 委託料	13,746	5 業務開催経費(業務関係)【業務課】	75,506
22 補償補填及び賠償金	61,760	13 委託料	13,746
		1 委託料	13,746
		ミニボートピエリンくう専用場外発売委託	13,746
		22 補償補填及び賠償金	61,760
		1 補償金	61,760
		勝舟投票券払戻金	60,000
		返還金	1,760

(款) 3 子備費
(項) 1 子備費

(款) 3 予備費
(項) 1 予備費

数	科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
	項	目				
3	1	1 予 備 費	千円 542,350	千円 710,812	千円 1,253,162	一般財源 千円 710,812

節		説明
区分	金額 千円	

(款) 3 子備費
(項) 1 子備費

給与費

1 特別職

区 分	職 員 数	給 与			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	
補正後	長 等				
	議 員				
	その他の 特別職	23	4,986		
	計	23	4,986		
	補正前	長 等			
		議 員			
		その他の 特別職	25	5,418	
		計	25	5,418	
		長 等			
	比 較	議 員			
その他の 特別職		△ 2	△ 432		
計		△ 2	△ 432		

明 細 書

費			計	共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	(千円)				
(千円)	(千円)	(千円)				
			4,986		4,986	
			4,986		4,986	
			5,418		5,418	
			5,418		5,418	
			△ 432		△ 432	
			△ 432		△ 432	
			△ 432		△ 432	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(1) 22		89,679	78,964
補正前	(1) 22		92,202	80,803
比較	()		△ 2,523	△ 1,839

区分	職員手当 の内訳	扶 養 手 当		
		区分	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)
補正後		4,691	8,788	
補正前		4,692	8,916	
比較		△ 1	△ 128	

区分	補正後	補正前	比較
	1,296	1,944	△ 648

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費	共 濟 費	合 計	備 考
計 (千円)	(千円)	(千円)	
168,643	30,688	199,331	
173,005	30,698	203,703	
△ 4,362	△ 10	△ 4,372	

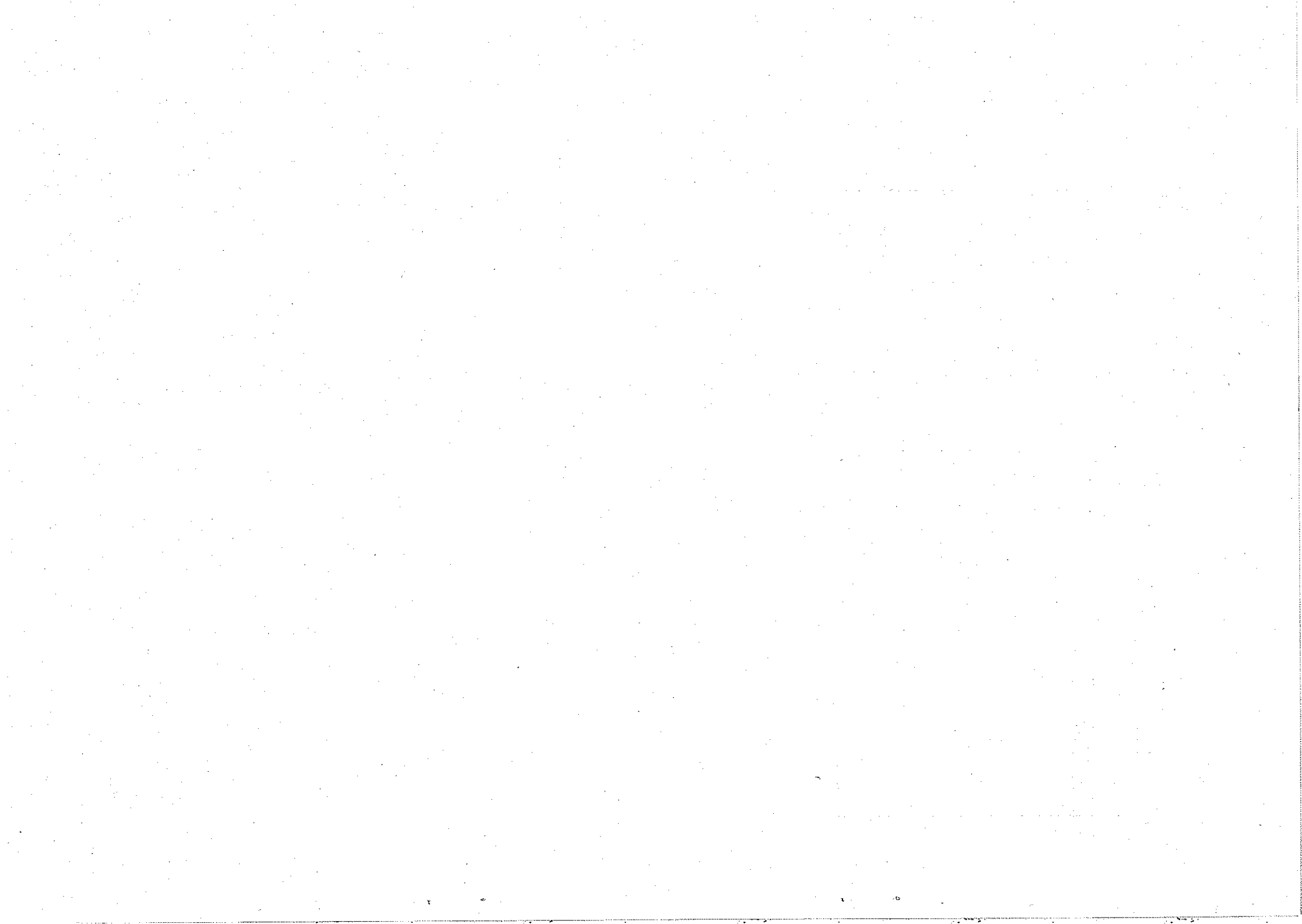
地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
12,571	1,061	5,112
12,698	1,111	5,112
△ 127	△ 50	

期 末 勤 勉 手 当
(千円)
38,099
39,548
△ 1,449

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 (千円)	内訳
給料	△ 2,523	1 その他の減分	△ 2,523
職員手当	△ 1,839	1 その他の増減分	△ 1,839

説 明	備	考
所属会計変更等に係る減分 △ 2,523 千円		
	扶養手当 管理職手当 地域手当 通勤手当 時間外及び休日勤務手当 住居手当 期末勤勉手当	△ 1 千円 △ 128 千円 △ 127 千円 △ 50 千円 564 千円 △ 648 千円 △ 1,449 千円



第72号議案

平成24年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)

平成24年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,589千円を追加し、歳入歳出それぞれ16,912,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

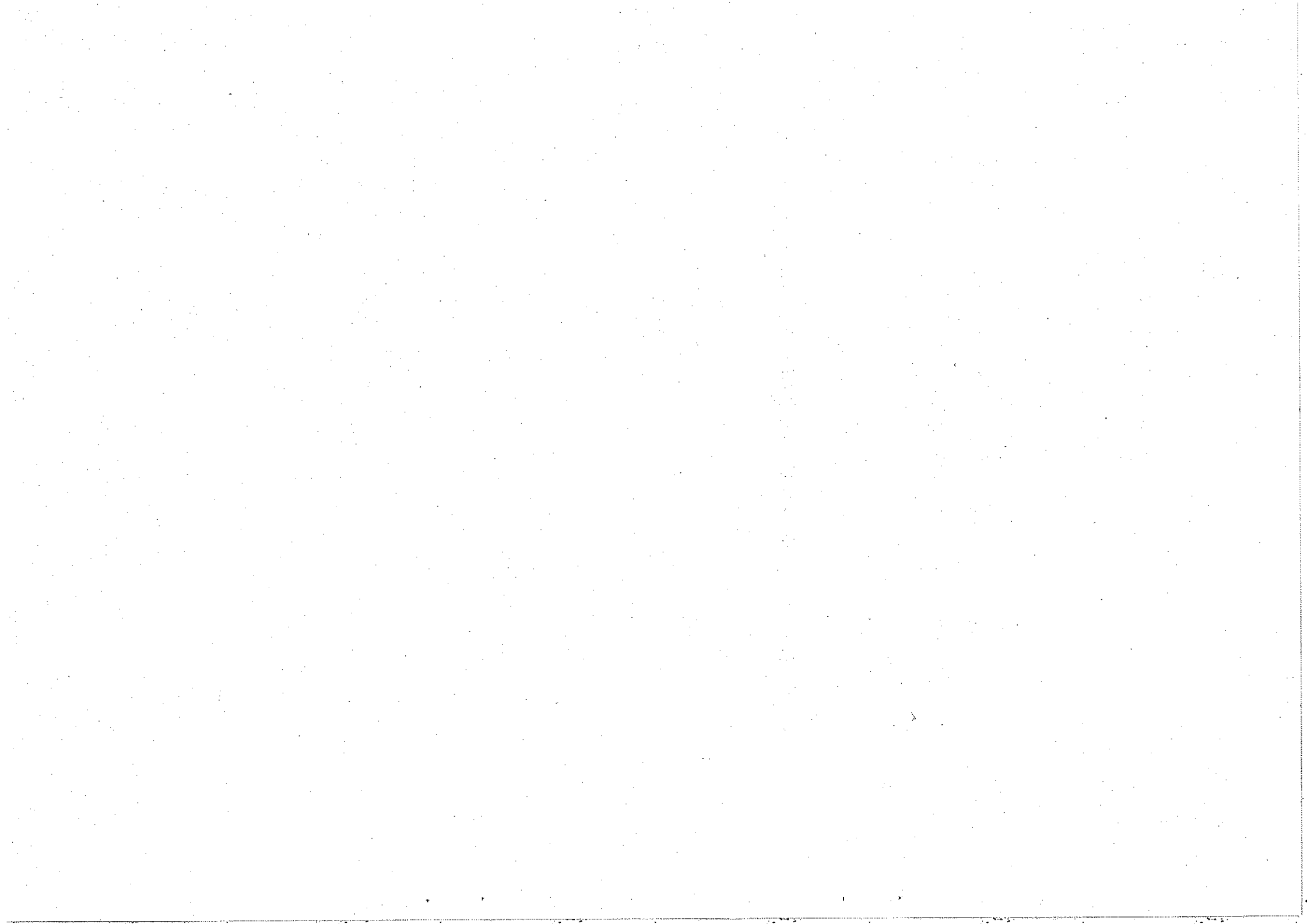
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
		927,768	169,914	1,097,682
		927,768	△12,684	915,084
9 繰入金	2 基金繰入金	0	182,598	182,598
		3,433,399	△238,371	3,195,028
		3,433,399	△238,371	3,195,028
10 諸収入	1 雑収入			
歳入合計		16,765,167	147,589	16,912,756

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		226,520	△12,673	213,847
	1 総務管理費	194,790	△12,673	182,117
3 後期高齢者支援金等		1,607,261	140,710	1,747,971
	1 後期高齢者支援金等	1,607,261	140,710	1,747,971
4 前期高齢者納付金等		4,686	△2,824	1,862
	1 前期高齢者納付金等	4,686	△2,824	1,862
5 老人保健拠出金		1,200	△1,125	75
	1 老人保健拠出金	1,200	△1,125	75
6 介護納付金		659,359	18,987	678,346
	1 介護納付金	659,359	18,987	678,346
10 諸支出金		15,100	4,514	19,614
	1 償還金及び還付加算金	15,100	4,514	19,614
歳出合計		16,765,167	147,589	16,912,756

平成24年度
(2012年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	千円 3,473,371	千円 0	千円 3,473,371
2 使用料及び手数料	1,201	0	1,201
3 国庫支出金	2,713,897	0	2,713,897
4 療養給付費等交付金	760,249	0	760,249
5 前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
6 府支出金	721,022	0	721,022
7 共同事業交付金	1,303,959	0	1,303,959
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	927,768	169,914	1,097,682
10 諸収入	3,433,399	△238,371	3,195,028
歳入合計	16,765,167	147,589	16,912,756

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 226,520	千円 △12,673	千円 213,847
2 保険給付費	9,785,366	0	9,785,366
3 後期高齢者支援金等	1,607,261	140,710	1,747,971
4 前期高齢者納付金等	4,686	△2,824	1,862
5 老人保健拠出金	1,200	△1,125	75
6 介護納付金	659,359	18,987	678,346
7 共同事業拠出金	1,504,858	0	1,504,858
8 保健事業費	160,492	0	160,492
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	15,100	4,514	19,614
11 予備費	2,000	0	2,000
12 繰上充用金	2,798,324	0	2,798,324
歳出合計	16,765,167	147,589	16,912,756

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
国府支出金	地方債	その他	般財源	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	11	△12,684	
0	0	0	0	
0	0	△16,204	156,914	
0	0	△2,824	0	
0	0	△1,125	0	
0	0	△2,183	21,170	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	4,514	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	△22,325	169,914	

2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
5	前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
	1 前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
	1 前期高齢者交付金	3,430,300	216,046	3,646,346
9	繰入金	927,768	169,914	1,097,682
	1 他会計繰入金	927,768	△12,684	915,084
	1 一般会計繰入金	927,768	△12,684	915,084
	2 基金繰入金	0	182,598	182,598
	1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	0	182,598	182,598
10	諸収入	3,433,399	△238,371	3,195,028
	1 雑収入	3,433,399	△238,371	3,195,028
	8 雑収入	628,773	△238,382	390,391
	10 弁償金	0	11	11

節		說明	
区分	金額 千円		千円
1 前期高齢者交付金	216,046	1 前期高齢者交付金 補正後 3,646,346,000円 - 補正前 3,430,300,000円	216,046
2 職員給与等繰入金	△112,684	1 職員給与等繰入金 補正後 228,925,000円 - 補正前 241,609,000円	△112,684
1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	182,598	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	182,598
1 雑収入	△238,382	1 雑収入 補正後 389,615,000円 - 補正前 628,773,000円 2 老人保健医療費拠出金精算返還金	△239,158 776
1 実費弁償金	11	1 任期付短時間勤務職員等雇用保険料個人負担金	11

(款) 10 雑収入
(項) 1 雑収入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1	総 務 費	226,520	△12,673	213,847	諸収入 11 一般財源 △12,684
1	総 務 管 理 費	194,790	△12,673	182,117	諸収入 11 一般財源 △12,684
1	一 般 管 理 費	192,216	△12,673	179,543	諸収入 11 一般財源 △12,684
3	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,607,261	140,710	1,747,971	諸収入 △16,204 一般財源 156,914
1	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,607,261	140,710	1,747,971	諸収入 △16,204 一般財源 156,914
1	後 期 高 齢 者 支 援 金	1,607,095	140,733	1,747,828	諸収入 △16,181 一般財源 156,914
2	後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金	166	△23	143	諸収入 △23
4	前 期 高 齢 者 納 付 金 等	4,686	△2,824	1,862	諸収入 △2,824
1	前 期 高 齢 者 納 付 金 等	4,686	△2,824	1,862	諸収入 △2,824
1	前 期 高 齢 者 納 金	4,535	△2,800	1,735	諸収入 △2,800
2	前 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金	151	△24	127	諸収入 △24

節		明 説	
区分	金額	千円	
			千円
2 給 料	△6,931	1 一般事務経費(一般管理費)【国保年金課】	△11,465
		2 給 料	△6,931
3 職員手当等	△4,850	2 一般職給 一般職給	△6,931
4 共 済 費	316	3 職員手当等	△4,850
		2 扶養手当	△426
13 委 託 料	△1,208	3 管理職手当	141
		4 地域手当	△757
		5 通勤手当	205
		10 住居手当	△378
		11 期末勤勉手当	△3,260
		14 児童手当	△375
		4 共 済 費	316
		7 社会保険料	221
		11 協会けんぽ負担金	95
		2 一般事務経費(レセプト点検関係)【国保年金課】	△1,208
		13 委 託 料	△1,208
		1 委 託 料	△1,208
		レセプト点検業務等委託	△1,208
19 負担金補助 及び交付金	140,733	25 保険給付事業(後期高齢者支援金)【国保年金課】	140,733
		19 負担金補助及び交付金	140,733
		5 抛 出 金	140,733
		後期高齢者支援金	140,733
19 負担金補助 及び交付金	△23	26 保険給付事業(後期高齢者関係事務費抛出台)【国保年金課】	△23
		19 負担金補助及び交付金	△23
		5 抛 出 金	△23
		後期高齢者関係事務費	△23
19 負担金補助 及び交付金	△2,800	27 保険給付事業(前期高齢者納付金)【国保年金課】	△2,800
		19 負担金補助及び交付金	△2,800
		5 抛 出 金	△2,800
		前期高齢者納付金	△2,800
19 負担金補助 及び交付金	△24	28 保険給付事業(前期高齢者関係事務費抛出台)【国保年金課】	△24
		19 負担金補助及び交付金	△24

(募) 4 前期高齢者納付金等
(項) 1 前期高齢者納付金等

(款) 4 前期高齢者納付金等
(項) 1 前期高齢者納付金等

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
款	項目	千円	千円	千円	千円		
4	1						
	2 [前期高齢者関係 事務費拠出金]						
5	老人保健拠出金						
		1 老人保健拠出金	1,200	△1,125	75	諸収入	△1,125
		1 老人保健拠出金	1,200	△1,125	75	諸収入	△1,125
		1 老人保健医療費拠出金	1,000	△1,000	0	諸収入	△1,000
6	介護納付金						
		2 老人保健事務費拠出金	200	△125	75	諸収入	△125
		1 介護納付金	659,359	18,987	678,346	諸収入 一般財源	△2,183 21,170
1	介護納付金	659,359	18,987	678,346	諸収入 一般財源	△2,183 21,170	
	1 介護納付金	659,359	18,987	678,346	諸収入 一般財源	△2,183 21,170	
10	諸支出金						
		1 償還金及び還付加算金	15,100	4,514	19,614	一般財源	4,514
		3 諸費	1,000	4,514	5,514	一般財源	4,514

節		明 明	
区 分	金 額	説	千円
	千円	5 拠 出 金 前期高齢者関係事務費	△24
			△24
19 負担金補助 及び交付金	△1,000	29 保険給付事業（老人保健医療費拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠 出 金 老人保健医療費	△1,000 △1,000 △1,000
			△1,000
19 負担金補助 及び交付金	△125	30 保険給付事業（老人保健事務費拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠 出 金 老人保健事務費	△125 △125 △125
			△125
19 負担金補助 及び交付金	18,987	31 保険給付事業（介護納付金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠 出 金 介護給付費納付金	18,987 18,987 18,987
			18,987
23 償還金利子 及び割引料	4,514	43 諸支出金事業（諸費）【国保年金課】 23 償還金利子及び割引料 1 償 還 金 国費等返還金	4,514 4,514 4,514
			4,514

(款) 10 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1) 15		55,114	43,519
補正前	() 17		62,045	47,994
比 較	(1) △ 2		△ 6,931	△ 4,475

職員手当 の内訳

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1) 15		55,114	43,519
補正前	() 17		62,045	47,994
比 較	(1) △ 2		△ 6,931	△ 4,475

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	642	2,841
補 正 前	1,068	2,700
比 較	△ 426	141

区 分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	8,277	1,242
補 正 前	8,277	1,620
比 較		△ 378

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
計 (千円)			
98,633	20,817	119,450	
110,039	20,501	130,540	
△ 11,406	316	△ 11,090	

地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
7,141	1,185	51
7,898	980	51
△ 757	205	

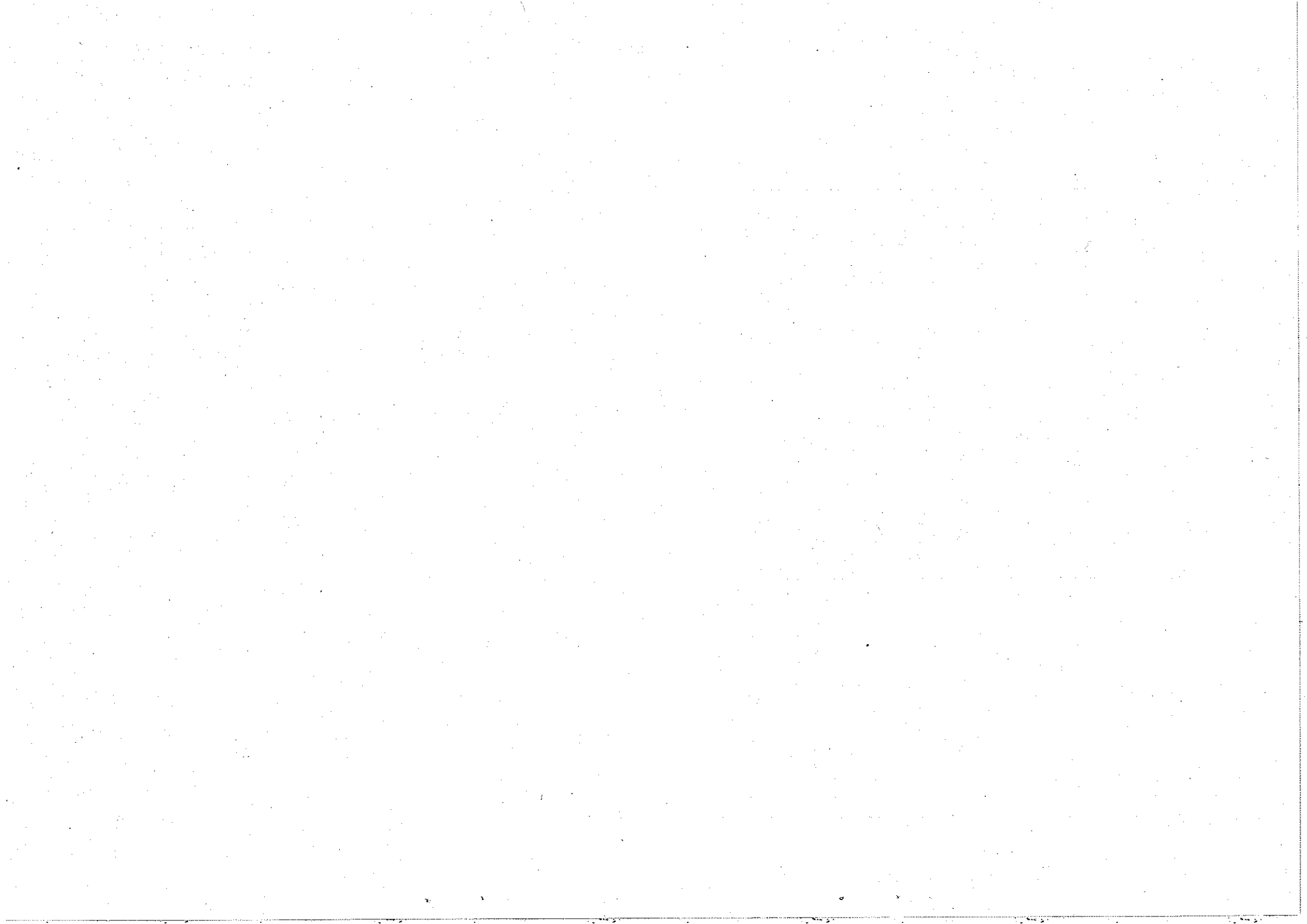
期 末 勤 勉 手 当
(千円)
22,140
25,400
△ 3,260

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 (千円)	内訳
給料	△ 6,931	1 その他の減分	△ 6,931
職員手当	△ 4,475	1 その他の増減分	△ 4,475

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 6,931 千円	職員数の異動状況 〔現在に在職する職員数〕 補正後 15(1)人 ()人 15(1)人 補正前 17()人 ()人 17()人 比 較 △ 2(1)人 ()人 △ 2(1)人
	(その他) (計) 扶養手当 △ 426 千円 管理職手当 141 千円 地域手当 △ 757 千円 通勤手当 205 千円 住居手当 △ 378 千円 期末勤勉手当 △ 3,260 千円



第73号議案

平成24年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)

平成24年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,327千円を追加し、歳入歳出それぞれ7,314,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

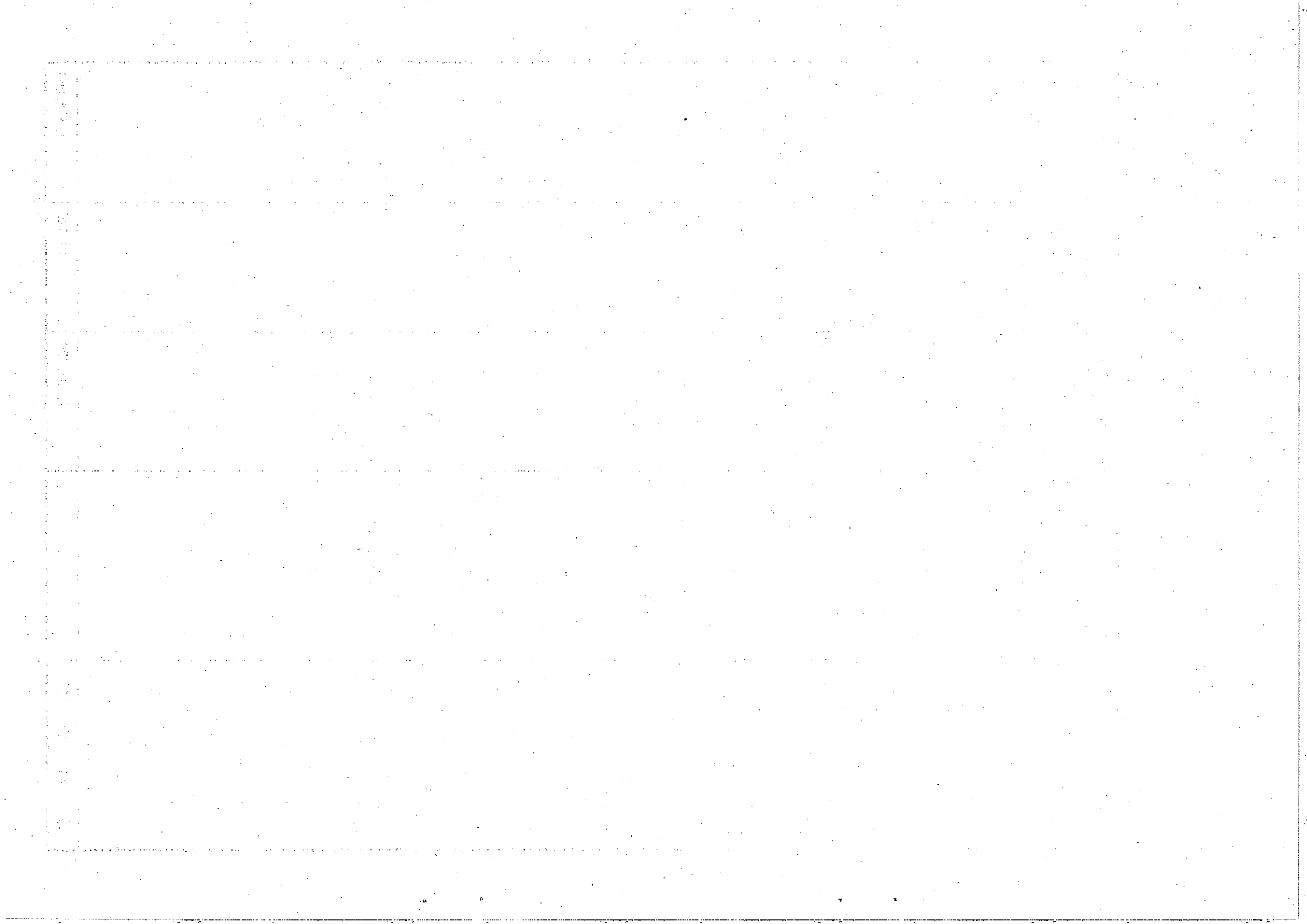
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
3 国庫支出金	1 国庫負担金	1,404,231	1,617	1,405,848
		1,213,006	1,617	1,214,623
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1,979,524	8,172	1,987,696
		1,979,524	8,172	1,987,696
5 府支出金	1 府負担金	1,063,309	1,766	1,065,075
		988,242	1,766	990,008
7 繰入金	2 基金繰入金	1,137,378	12,514	1,149,892
		0	12,514	12,514
9 諸収入	3 雑収入	4,966	△4,742	224
		4,964	△4,742	222
歳入合計		7,295,236	19,327	7,314,563

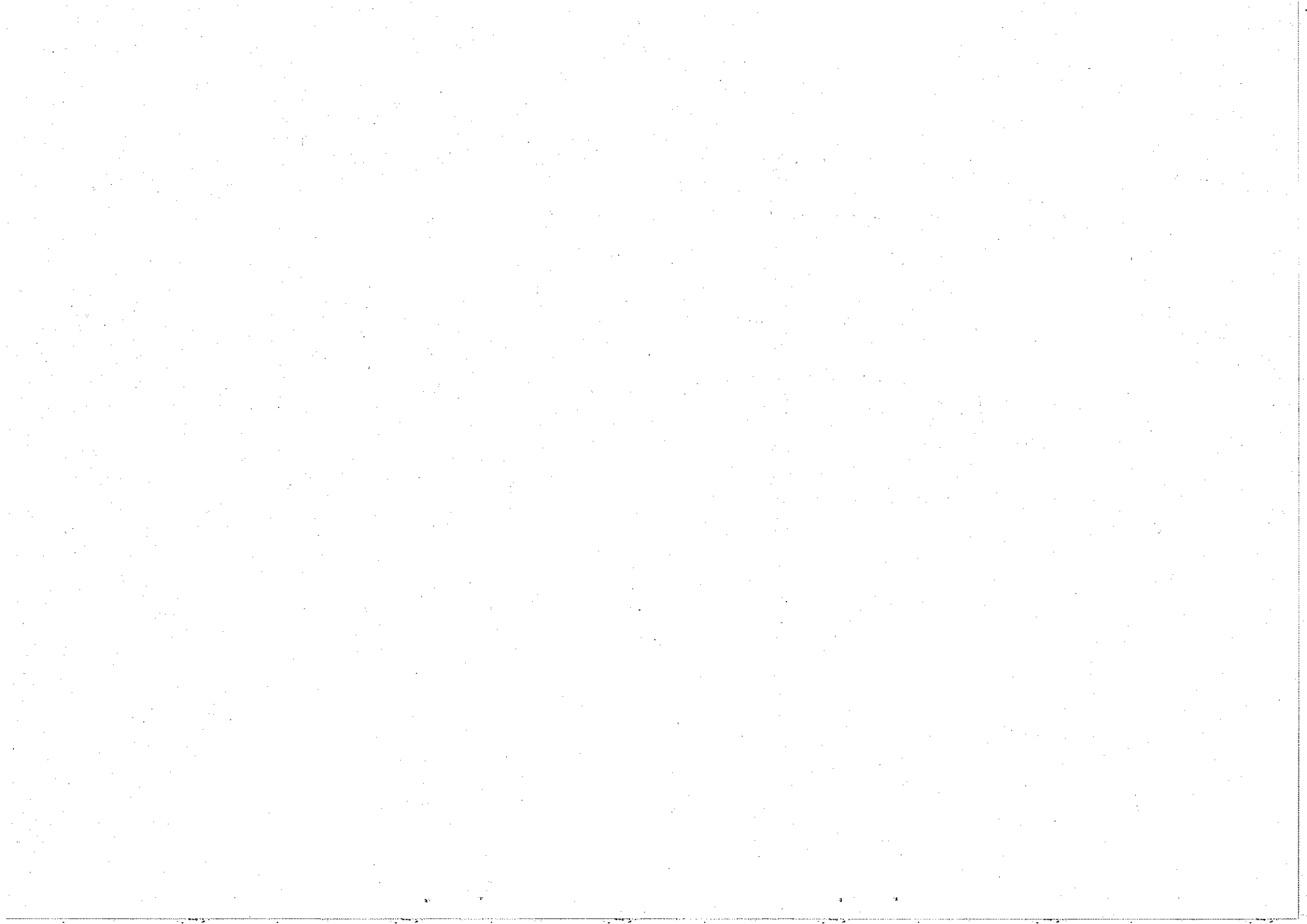
歳 出

款 目	項 目	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 諸 支 出 金		2,004	19,327	21,331
	1 償還金及び選付加算金	2,004	19,327	21,331
歳 出 合 計		7,295,236	19,327	7,314,563



平成24年度
(2012年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	1,705,824	0	1,705,824
2 使用料及び手数料	2	0	2
3 国庫支出金	1,404,231	1,617	1,405,848
4 支払基金交付金	1,979,524	8,172	1,987,696
5 府支出金	1,063,309	1,766	1,065,075
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,137,378	12,514	1,149,892
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	4,966	△4,742	224
歳入合計	7,295,236	19,327	7,314,563

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 259,379	千円 0	千円 259,379
2 保険給付費	6,773,077	0	6,773,077
3 地域支援事業費	169,168	0	169,168
4 基金積立金	84,866	0	84,866
5 諸支出金	2,004	19,327	21,331
6 予備費	2,000	0	2,000
7 繰上充用金	4,742	0	4,742
歳出合計	7,295,236	19,327	7,314,563

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	内
国府支出金	地方債	その他	一般財源	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
3,383	0	15,944		0
0	0	0		0
0	0	0		0
3,383	0	15,944		0

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
3	国 庫 支 出 金	1,404,231	1,617	1,405,848
	1 国 庫 負 担 金	1,213,006	1,617	1,214,623
	1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,213,006	1,617	1,214,623
4	支 払 基 金 交 付 金	1,979,524	8,172	1,987,696
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,979,524	8,172	1,987,696
	1 介 護 給 付 費 交 付 金	1,964,192	8,172	1,972,364
5	府 支 出 金	1,063,309	1,766	1,065,075
	1 府 負 担 金	988,242	1,766	990,008
	1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	988,242	1,766	990,008
7	繰 入 金	1,137,378	12,514	1,149,892
	2 基 金 繰 入 金	0	12,514	12,514
	1 介 護 給 付 費 准 備 基 金 繰 入 金	0	12,514	12,514
9	諸 収 入	4,966	△4,742	224
	3 雑 入	4,964	△4,742	222
	4 歳 入 欠 か ら 補 填 収 入	4,742	△4,742	0

節		明	
区分	金額	説明	金額
	千円		千円
2 過年度分	1,617	1 過年度分 補正後 1,618,000円—補正前	1,000円 1,617
2 過年度分	8,172	1 過年度分 補正後 8,173,000円—補正前	1,000円 8,172
2 過年度分	1,766	1 過年度分 補正後 1,767,000円—補正前	1,000円 1,766
1 介護給付費準備基金繰入	12,514	1 介護給付費準備基金繰入金	12,514
1 歳入欠かん補填収入	△4,742	1 歳入欠かん補填収入 補正後 0円—補正前 4,742,000円	△4,742

(款) 9 諸収入
(項) 3 雑入

3 歳 出

(款) 5 諸支出金

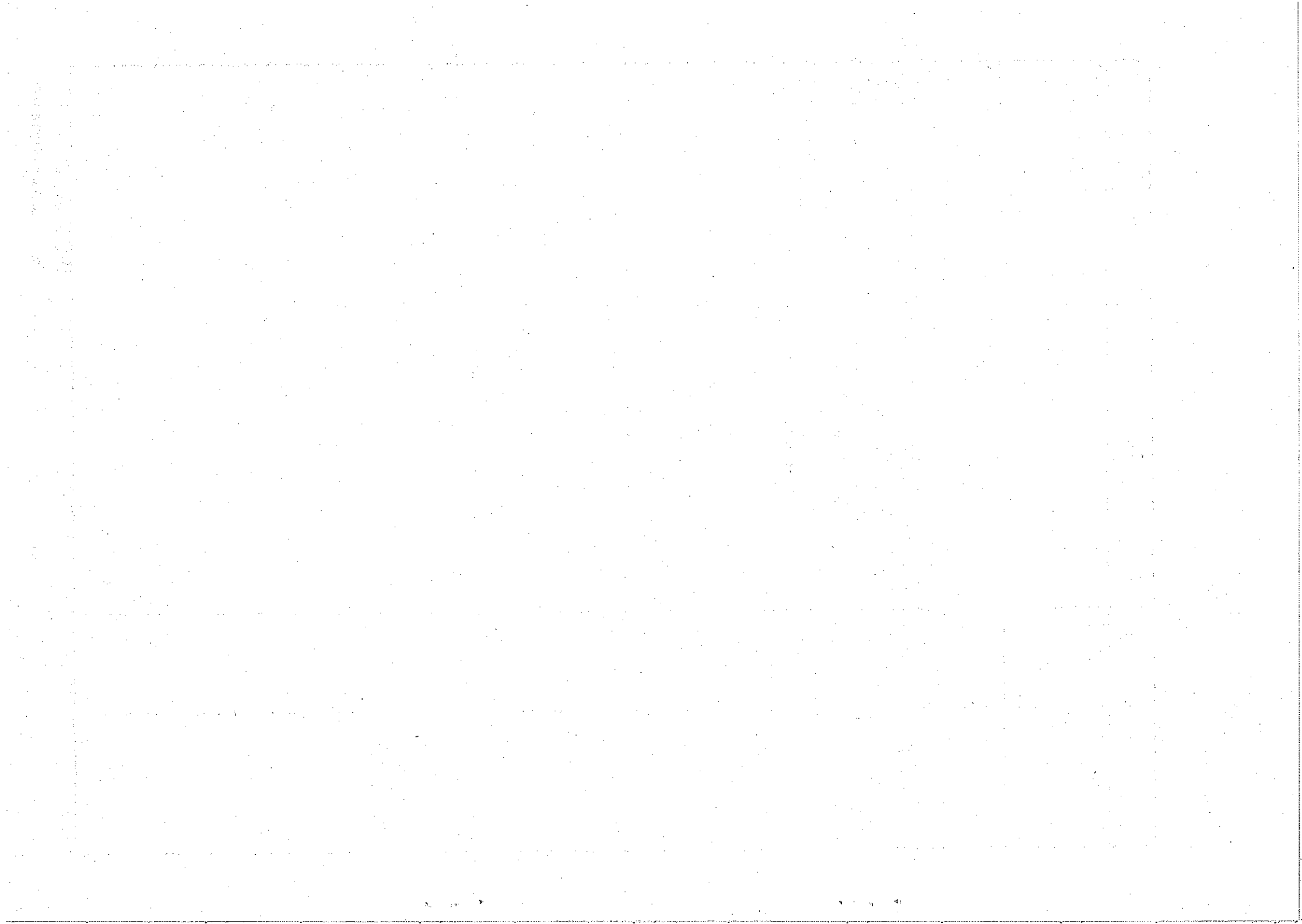
(項) 1 償還金及び還付加算金

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
5 諸 支 出 金	2,004	19,327	21,331	国庫支出金 1,617 支払基金交付金 8,172 府支出金 1,766 繰入金 7,772
1 償還金及び還付加算金	2,004	19,327	21,331	国庫支出金 1,617 支払基金交付金 8,172 府支出金 1,766 繰入金 7,772
2 償 還 金	1	19,327	19,328	国庫支出金 1,617 支払基金交付金 8,172 府支出金 1,766 繰入金 7,772

節		明	
区分	金額	説明	金額
	千円		千円
23 償還金引料 及び割引料	16,391	54 諸支出金事業(償還金)【介護・福祉医療課】	19,327
28 繰出金	2,936	23 償還金引料及び割引料	16,391
		1 償還金	16,391
		国費等返還金	16,391
		28 繰出金	2,936
		2 一般会計繰出金	2,936

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金



第74号議案

平成24年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算(第1号)

平成24年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,700千円を追加し、歳入歳出それぞれ891,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

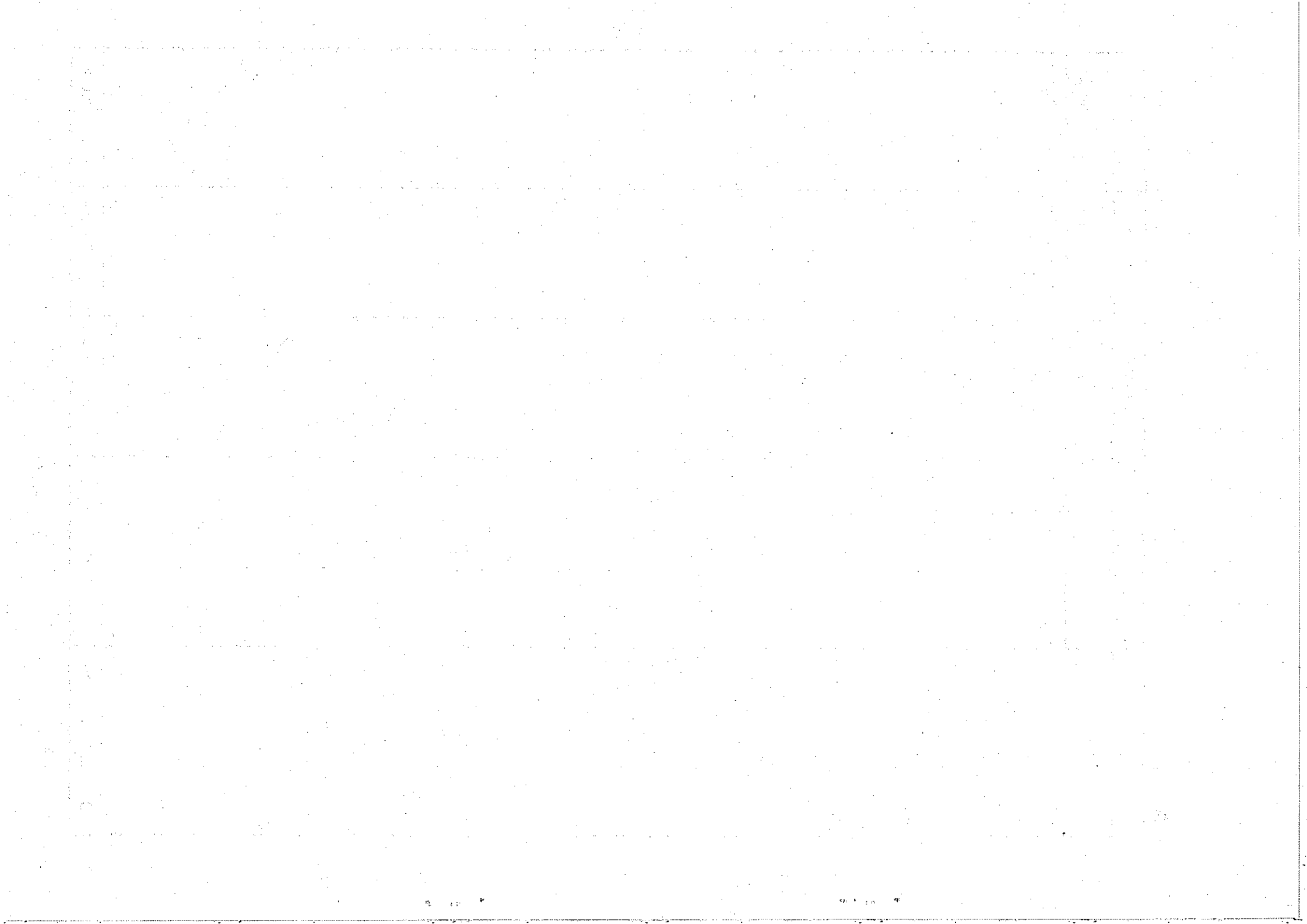
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 市 債		0	281,700	281,700
	1 市 債	0	281,700	281,700
歳入合計		610,186	281,700	891,886

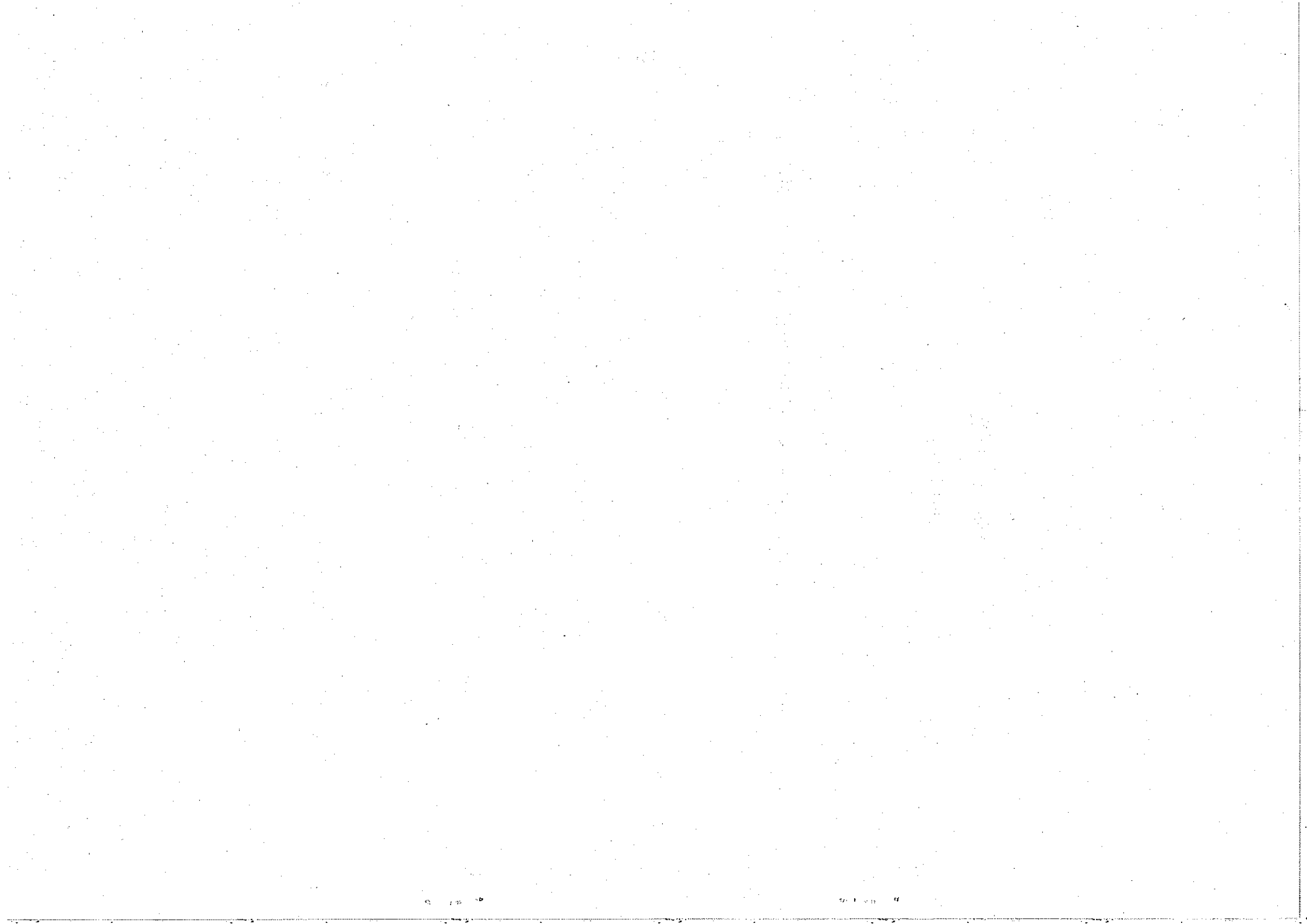
歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		610,186	281,700	891,886
	1 公 債 費	610,186	281,700	891,886
歳 出 合 計		610,186	281,700	891,886



平成 24 年度
(2012年度)

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算 (第 1 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 使用料及び手数料	14,619	0	14,619
2 繰入金	595,565	0	595,565
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	1	0	1
5 市債	0	281,700	281,700
歳入合計	610,186	281,700	891,886

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	千円 610,186	千円 281,700	千円 891,886
歳出合計	610,186	281,700	891,886

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 281,700	千円 0	千円 0	千円 0
0	281,700	0	0	

2 歳 入
 (款) 5 市債
 (項) 1 市債

款 項	科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 市	債	0	281,700	281,700
	1 市	0	281,700	281,700
	1 公共用地先行取得事業債	0	281,700	281,700

節		明	
区分	金額 千円	説	千円
1 公共用地先行 取得事業債	281,700	1 平成17年度公共用地先行取得事業債借換債	281,700

(款) 5 市債
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 公債費

(項) 1 公債費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				千円	千円
1 公債費	610,185	281,700	891,886	市債	281,700
1 公債費	610,186	281,700	891,886	市債	281,700
1 元 金	595,366	281,700	877,066	市債	281,700

節		明	
区分	金額 千円	説明	金額 千円
23 償還金引料及び割引料	281,700	50 公債費繰上償還事業【用地担当】 23 償還金引料及び割引料 1 償還金 市中銀行	281,700 281,700 281,700

(款) 1 公債費
(項) 1 公債費

第 7.5 号議案

箕面市副市長の選任について同意を求める件

次の者を箕面市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

平成 24 年 9 月 10 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 奥 山 勉

略 歴

昭和 49 年 3 月	関西大学社会学部卒業
同 49 年 8 月	箕面市役所勤務
同 62 年 4 月	箕面市健康福祉部福祉課障害福祉係主査
同 63 年 5 月	箕面市健康福祉部福祉課障害福祉係長
平成 7 年 4 月	箕面市健康福祉部障害福祉課長補佐

同 10年 4月	箕面市企画部政策企画課長
同 13年 4月	箕面市総務部総務次長
同 17年 4月	箕面市教育委員会事務局子ども部長
同 20年10月	箕面市副市長（現在に至る。）
同 21年 4月	箕面市固定資産評価員（現在に至る。）

（提案理由）

奥山 勉氏を引き続き箕面市副市長に選任するため、提案するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 古川 治

略

歴

昭和47年	3月	桃山学院大学社会学部卒業
同47年	4月	箕面市立萱野小学校助教諭
同48年	4月	箕面市立萱野小学校教諭
同59年	4月	箕面市立萱野青少年会館指導係長
平成5年	4月	箕面市教育センター所長代理（課長補佐級）

同	9年	7月	箕面市教育委員会事務局学校教育課主幹（課長待遇） 兼箕面市教育センター所長
同	11年	4月	箕面市立止々呂美中学校長
同	17年	4月	東大阪大学短期大学部助教授
同	18年	4月	東大阪大学こども学部教授
同	19年	4月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	21年	4月	東大阪大学こども学部こども学科長
同	22年	4月	甲南大学教職教育センター教授（現在に至る。）
同	22年	11月	中央教育審議会専門委員
同	23年	3月	中央教育審議会専門委員（現在に至る。）

（提案理由）

古川 治氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成24年9月10日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 関 隆 徳

略 歴

平成 6年 3月 関西大学法学部卒業

同 12年 4月 宗教法人青龍寺代表役員（現在に至る。）

（提案理由）

関 隆徳氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。